

令和八年 二月 青森県議会第三百二十五回定例会会議録 第八号

令和八年三月十二日（木）議事日程 第八日

午前十時三十分開議

第一、議案第一号から議案第五十二号まで等に対する質疑

第二、予算特別委員会を設置し、議案第一号から議案第十七号までを付託

第三、議案第五十二号委員会付託省略

第四、議案第十八号から議案第五十一号まで委員会付託

第五、請願委員会付託

第六、発議第一号から発議第七号までは、提案理由説明を行い、委員会付託は省略し質疑、討論及び採決

第七、議長休会提議

本日の会議に付した事件

第一、議案第一号から議案第五十二号まで等に対する質疑

第二、予算特別委員会を設置し、議案第一号から議案第十七号までを付託

第三、議案第五十二号委員会付託省略

第四、議案第十八号から議案第五十一号まで委員会付託

第五、請願委員会付託

第六、発議第一号から発議第七号までは、提案理由説明を行い、委員会付託は省略し質疑、討論及び採決

第七、議長休会提議

午前十時三十分開議

出席議員 四十四名

議長 工藤慎康

副議長 齊藤 爾

一 番 工藤慎康

四 番 工藤悠平

六 番 夏堀嘉一郎

八 番 北向由樹

十 番 斉藤孝昭

十二番 後藤清安

十五番 成田陽光

十七番 大崎光明

十九番 和田寛司

二十一番 菊池 勲

二十三番 田端 深雪

二十五番 鶴賀谷 貴

二十八番 齊藤 爾

三十番 蛭沢 正勝

三十二番 夏堀 浩一

三十四番 今 博

三十六番 安藤 晴美

三十九番 丸井 裕

四十一番 三橋 一三

四十三番 森内之保留

四十五番 田中順造

三 番 井本貴之

五 番 小笠原大佑

七 番 大澤祥宏

九 番 大平陽子

十一番 夏坂 修

十三番 吉田 ゆかり

十六番 福士直治

十八番 木明 和人

二十番 小比類巻 正規

二十二番 高畑 紀子

二十四番 吉俣 洋

二十七番 花田 栄介

二十九番 寺田 達也

三十一番 高橋 修一

三十三番 櫛引 ユキ子

三十五番 川村 悟

三十八番 山谷 清文

四十番 山田 知

四十二番 工藤 兼光

四十四番 清水 悦郎

四十六番 田名部 定男

四十七番 伊吹信一 四十八番 鹿内博

欠席議員 一名
十四番 大澤敏彦

欠員 三名
二番 二十六番 三十七番

出席事務局職員

局長 工藤康成	次長 伊藤敏文
議事課長 角田正人	総括主幹 下村恭子
主幹 山口友一	主査 岡崎正博
主査 中畑祥将	

地方自治法第二百一条による出席者

知事 宮下宗一郎	
副知事 小谷知也	
副知事 奥田忠雄	
総務部長 澤純市	
財務部長 千葉雄文	
総合政策部長 後村文子	
こども家庭部長 若松伸一	
交通・地域社会部長 舩木久義	
環境エネルギー部長 豊島信幸	
健康医療福祉部長 守川義信	
経済産業部長 上沢謙一	
観光交流推進部長 齋藤直樹	
農林水産部長 成田澄人	
県土整備部長 新屋孝文	
危機管理局長 築田潮	

国スポ・障スポ局長 出崎和夫	
会計管理者 小坂秀滋	
病院事業管理者 大山力	病院局長 田口晋
教 育 長 風張知子	教育次長 早野英明
警察本部長 安田貴司	警務部長 中村誠
監査委員 佐々木知彦	監査委員事務局長 松田大

○議長（工藤慎康） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 議案等に対する質疑

○議長（工藤慎康） 議案第一号から議案第五十二号まで等を一括議題とし、質疑を行います。

質疑は議題外にわたらないように願います。

十七番大崎光明議員の発言を許可いたします。——大崎議員。

○十七番（大崎光明） おはようございます。自由民主党の大崎光明でございます。通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず初めに、議案第二十二号「青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案」、条例改正の概要等についてであります。

青少年健全育成条例は、青少年に対する有害行為等を規制することを内容とする条例でありまして、有害図書規制などをめぐる議論を経て制定されるに至ったと承知しております。現在は全ての都道府県で条例が制定され、内容も時代とともにインターネット対策やJKビジネス規制などの新しい問題に対応するための改正も行われているようにございます。

そこでまず、今般の条例改正の概要についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 本条例は、青少年の健全な育成を推進することを目的として昭和五十四年に制定されたものであり、今回の改正は、近年の法改正や県内における青少年の性的被害に係る状況の変化等を踏まえて行うものであり、主な改正点は、次の二点です。

一点目は、新たに、淫行等の勧誘等及び児童ポルノ等の提供の求めを禁止するもので、令和五年の刑法改正により、十六歳未満の者に対する面会要求等の罪が新設されたことや、県内で十八歳未満の性的被害に係る相談が増加傾向にあることを受け、刑法の改正内容に合わせつつ、青少年全体を保護するため、これらの行為を禁止する規定を新設するものです。

二点目は、条例における青少年の定義を変更するもので、平成三十年の民法改正により、婚姻開始年齢が変更され、これに係る経過措置が満了したことに伴い、改正を行うものです。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） 令和五年度の刑法改正を踏まえた青少年の性的被害への対応を強化するものであるということ、あと、民法改正にも伴ってということでした。理解いたしました。

近年の社会情勢の変化というのは、青少年を取り巻く性的被害を増長させていると感じる一人でございます。中でも、インターネットを介した犯罪、特にスマートフォン等の急速な普及に伴いまして、SNSなどを利用した新たな形の性的被害に巻き込まれるリスクは非常に高いと思われる。日々報道を通して知る限りにおいても、決して少なくはないというような感覚で私も認識しております。

そこで、青少年に対する淫行等の勧誘等や児童ポルノ等の提供の求めを禁止する条項を新たに設ける理由について伺いいたします。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 令和五年の改正刑法により新設された面会要求や、いわゆる自画撮り要求に係る罪は、十六歳未満の者を保護

対象としており、さらに十三歳以上の場合は、保護対象者と行為者との間に五歳以上の年齢差がある場合に限定されております。

県としては、県内における青少年の性的被害の実情などを踏まえ、青少年健全育成の観点からは、刑法の規定のみでは不十分であると考え、保護の範囲を適切に広げる必要があると判断し、今回の改正案を提出したものであります。

なお、本改正案は、改正刑法と同様の行為について、保護対象を一律十八歳未満とするとともに、年齢差の要件を設けず、青少年をより包括的に保護する内容となっております。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） ありがとうございます。私も条例の中身を詳しく見させていただきましたし、審議いただいている経緯というのもし拝見しました。実際に罰せられる範囲は一部に限定されるというような部分は当然あるわけでありませうけれども、淫行等の勧誘等及び自画撮り要求行為への罰則規定がしっかりと設けられているという点、何より、先ほど御答弁いただきましたように、青少年に対して児童ポルノ等の提供を求める行為全体をしつかり禁止すること、法的に許されないんだということ、加えて、今回の改正で行為者の年齢要件を排除して、保護対象年齢を一律十八歳未満にするということでした。刑法より広くしているということで県の姿勢というのは大いに評価できるなと思っております。

いずれにしても、青森県として、青少年に対して自画撮り要求をすることは許されないという強いメッセージを発する上で有効であると考えております。今後はしっかりとその周知がなされることが大事だと思っておりますし、また、刑法改正の際には、国においても、今後も引き続き見直しを行っていくというようなことがあったと記憶しております。実情に遅れることなく、さらに今後の改正後も速やかに対応していただきますこと、そして、継続してその動向に注視していただければ

ばということをお願いしておきたいと思います。

続きまして、議案第二十六号「青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案」及び議案第二十七号「青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例案」、これらの条例改正の背景等についてであります。

後期高齢者医療財政安定化基金は、保険料の急激な上昇を抑制する役割を担うなど、後期高齢者医療制度を安定的に運営する重要な役割を果たしているものと認識しています。また、国民健康保険事業費納付金につきましても、国民健康保険制度を運営するための大切な財源であると承知しております。

その上で、今回の条例改正に至った背景及び主な改正内容についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 近年、少子化と人口減少の進行が加速していることから、政府は少子化対策を一層強化し、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、子育て支援の拡充を実施することといたしております。少子化対策の財源の一部には、医療保険者が被保険者から保険料と合わせて徴収する子ども・子育て支援金が充てられます。

今回の改正は、国が少子化対策の財源として、令和八年度に子ども・子育て支援金制度を創設すること等に伴い、所要の整理を行うものです。

具体的には、後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案については、子ども・子育て支援納付金拠出率を新たに定めるとともに、従来の医療分に係る拠出率を改めるものです。国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例案については、国保事業に要する費用として、従来の一般納付金等に加え、子ども・子育て支援納付金を市町村から徴収することを新たに定めるものとございます。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） ありがとうございます。本県においてもでありますけれども、最大の危機であります少子化、特に若年人口が急激に減少していく二〇三〇年代に入るまでの間を重要な分岐点だということとで位置づけて、国はこども未来戦略「加速化プラン」というものを策定したというわけでありますけれども、児童手当の拡充ですか、育休給付の手取り十割相当の支給など、既に実施されているものもありますけれども、これらを着実に実行するために、来年度から段階的に実行される子ども・子育て支援金制度によるものであるということが理解できました。

名目といいますか、表題のところだけでいくと、後期高齢者医療財政安定化基金ですとか、国民健康保険事業費納付金とかあるんですけれども、まさに今、国が全面的に取り組もうとしていることについての観点からも、こういった改正が行われるということだと承知いたしました。

子育て支援を拡充するために、高齢者を含む全ての世代が、または企業が負担することによって子育て世帯を社会全体で支えていくという社会経済の参加者全員で支え合いながら拠出する仕組みにおける改正であるということを理解させていただきました。

続きまして、議案第三十二号「青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案」の条例改正の概要等についてであります。

まずは、改正の概要についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 現在、県収入証紙で行っている県立高等学校の入学料及び入学者選抜手数料の納付について、令和九年度入学者選抜からウェブ出願システムを導入することに合わせて、クレジットカード等の電子決済による納付も可能となるよう、条例の一部を改正するものとございます。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） さきの一般質問におきましても、夏堀浩一議員がキャッシュレス化の推進について質問しておられました。県民サービスの向上とDXの推進という流れからも自然といえますか、当然のことなんだなということで受け止めていただきます。

そこで、この改正によって期待される効果について伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 出願者は、これまで限られた販売場所に向いて県収入証紙を購入する必要がありましたが、今回の改正により、自宅やコンビニエンスストア等で納付が可能となるため、納付手続における利便性の向上が期待されます。

また、出願者は、入学願書に県収入証紙を貼付する必要がなくなるほか、中学校では県収入証紙の貼付に係る指導、高等学校では事後の事務処理が不要となるなど、手続の効率化が期待されます。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） ありがとうございます。時代の流れで当然だというふうに先ほども私から申し上げましたが、新たに導入するシステムによる場合は、これまでの県収入証紙による納付に限らず、コンビニ納付をはじめ、クレジットカード決済やスマホ決済も可能として、その利便性の向上だけではなくて、まさにいろいろ、本会議でも議論されております学校現場の事務負担の軽減が図られるということから歓迎すべきだと思います。

この件に限らないんですけども、こうした際に併せて必要となりますのがデジタルデバイスへの対応ということになるかと思っています。今回の場合はコンビニ納付などの代替手段というものも確保されているようでありまして、入学金の納付ということになりますと、親御さん、保護者の皆さんの世代ということから考えれば比較的慣れているものと推察できるわけでありまして、二〇二九年度までに県の収入証

紙を廃止してキャッシュレス化を拡大していくという県からの方針も示されておりますので、その周知も含めて、今後、完全に証紙が廃止になるまでの間に、段階的にしっかりと実行していけるという周知もお願いしたいなと思います。

その中には決済手数料の負担の部分とか、様々なことも検討してしっかりと対応していただいていることと思いますけれども、併せて納付するまでの期間には時間的猶予というのはそれなりにあるわけでありまして、システム障害リスクですとか、二重払い等、トラブルも想定されます。こういったことにしっかりと対応していただきますことをお願い申し上げます。

続きまして、議案第三十五号「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例案」、条例改正の概要等についてであります。

まずは、今回、条例改正に至った経緯と概要について伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） まず、条例改正に至った経緯につきまして、国家公安委員会が定める警察官の服制に関する規則の一部が改正されたこと、また、警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与の最近の状況を踏まえ、条例の一部を改めることとしたものです。

改正の概要につきましては、主なものとして、制服スカートの廃止、犯罪の予防、捜査及び情報収集に専従する警察官に対する私服の支給の廃止、女性警察官に対する肩かけかばん貸与の廃止などになります。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） ありがとうございます。特に私どもがよく目にするという部分では、女性警察官用のスカートを廃止するというところでございました。聞くところによれば、なるほどなと思ったんですけども、パンツを実際に希望される警官が非常に多いんだということで、

日常の業務を考えればそのほうが活動しやすいんだと推察して理解するわけでありませうけれども、選択ではなく廃止とありましたので、今回、あえて質問を取り上げさせていただきました。

特に広報活動における有名タレントを起用する際には、こちら側というよりも、タレントさん側との細かい、様々な契約等があるわけでありませうけれども、そういったものを鑑みた場合に様々なケースがあつて、逆に望んでいるタレントさんを起用することができないということなんかにもつながるのではないかと率直に思ったものですから、あえて質問させていただきました。

そこで、著名人を起用する広報活動や警察官による採用募集活動等で使用する制服について、こちらにもスカートの着用は今後どうなるのかお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 著名人等を利用する広報活動では、制服のほかに制服も貸与しております。この制服は、本条例に定めるものではないため、礼服スカートは存続いたします。

一方で、警察官による採用募集活動などで使用する制服は、当該警察官が支給されているものを着用しますので、本条例の一部改正後は、スカートを着用することはありません。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） ありがとうございます。あまりこたわつて質問すると誤解を生んでジェンダーバイアスと捉えられてしまうと困るんですけれども、自衛官にも儀礼服というのがございます。今、礼服については今回の適用ではないというお話でございましたので、理解いたしました。

この儀礼服なんかも、一般的に結婚式とかで見る機会が私も実際にあるわけなんですけれども、警察官の場合も同様に、今、礼服という御説明が警察本部長からありましたので、一点だけ、礼服というのは通常の

制服と何が違うのかというのをお知らせいただければと思います。

○議長（工藤慎康） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） まず、制服は、警察官が通常の職務で着用しているもので、紺色です。

次に、礼服は、警察官が儀式等に出席する場合に着用するもので、冬礼服、夏礼服の二種類があり、冬礼服は黒色で金色の装飾が施され、夏礼服は灰味青色、おおむねグレーで、銀色の装飾が施されたものとなります。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） 今後は広報活動でタレントさんに契約上の制限がもしあった場合に、礼服とかが選ぶことによって、そういったことが実質的には選択も可能でありますというようなことで理解いたしました。

それでは、最後の議案でございます。議案第四十三号から議案第四十八号まで「権利の放棄の件」、県立中央病院の過年度医業未収金の対策についてでございます。

過年度医業未収金といえますのは、医療機関において、過去の会計年度に発生した診療報酬のうち、いまだに回収できていない医療費債権でありますけれども、今回の診療費の請求権を放棄するに至った経緯と過去五年間の権利放棄の推移をお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 病院局長。

○病院局長（田口 晋） 病院局では、将来にわたり回収が困難と見込まれる債権の不納欠損処分を適切に実施するため、権利放棄による不納欠損処分の基準及び手続に関する要領を策定しております。その要領では、債務者が死亡し、相続人がいない場合、弁護士等の意見を聞いた上で、青森県病院局債権管理審査会の審査を受けて、議会の議決により権利放棄することとしております。

今回、権利放棄を提案している六件、約百四十八万円の診療費は、全

て患者本人が死亡するとともに、法定相続人が相続を放棄し、診療費の回収ができない状態となり、同審査会において、権利放棄による不納欠損処分が妥当と判断されたところでございます。

過去五年間の権利放棄の推移については、令和三年度が四百五十六万円余、令和五年度が六十七万円余の権利放棄を行っております。なお、令和二年度、令和四年度及び令和六年度は、権利放棄を行わなかったものでございます。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） 債権者が亡くなって、その相続人が相続放棄などによって納付が見込めない事案が発生したという場合については、今、御答弁がありましたように、都度速やかに行われているんだということも過去五年の状況からも理解させていただきました。

過年度未収金は、長期化しますと、今、御答弁がありましたように不納欠損として処理されるわけでありまして、財政上のリスクということにもなるわけでございます。

そこで、過年度医業未収金の内容についてもお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 病院局長。

○病院局長（田口 晋） 県立中央病院の令和六年度末における過年度医業未収金は約二億三千四十五万円となっており、前年度末に比べて約二百五十五万円増加しています。

未収金の内訳については、入院分が約七割、外来分が約三割となっております。最近の傾向としては、外来分の未収金の割合が若干増加しているという状況です。

未払いの理由としましては、収入が安定せず、経済的に困窮しているケースのほか、身寄りがいない高齢者や身元が分からない高齢者が救急搬送されるケース等が挙げられます。また、収入があるにもかかわらず、病院への支払いがなされていないケースも見受けられるところでございます。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） ありがとうございます。

私が県議会議員一期目の初年度に、やはりこの権利放棄の件があつて、いろんな質疑を聞かせていただきました。それを踏まえて、三月の議会でも新規の未収金が当時は減少傾向にあるということで、すごい回収金額も増えて、過年度未収金が順調に減少しているんだという認識でいたわけでありまして、今ですとちよつと増加しているというお話でございました。

患者さんの経済的困難といいますが、そういったことによる未払い等の複雑な状況も多々あるんだろうとは思いますが、県病職員の皆さんの御尽力というのは本当に、その一期目のときにお聞かせいただいたことも含めてしっかり取り組んでいたというのには私も十分認識しておりますし、敬意を表したいと思うんですけれども、当時の三月の環境厚生委員会のときに、その質疑を踏まえて、私から新規の未収金発生防止という観点から、連帯保証人代行制度の導入というのを検討したらいかがかということで県のお考えをお聞かせいただきました。早速、翌年度に御導入いただいたということで本当にありがたいなと思いましたが、その上、私が想定していたのをさらに工夫していただいて、いわゆる保証会社への病院側の負担というものもない形でのサービスを提供していただけるような制度ということで、いろんな工夫をして、支出も少なく、なおかつ不払いが発生しないようにしっかりと取り組んでおられるということについては、大いに評価をさせていただきたいと思えます。

それで、今後、過年度医業未収金縮減及び回収のためにどのような取組を行っているのかお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 病院局長。

○病院局長（田口 晋） 未収金の縮減及び回収に向けては、まず、入院が決まった時点において、高額療養費の現物給付制度や出産一時金直

接支払い制度などの各種制度について説明を行い、未収金の発生防止に努めているところでございます。

また、請求書の発行後、一定期間経過しても入金のない場合には、文書や電話により早期の納入を促すほか、未収金の整理業務等について、知識、経験を有する会計年度任用職員二名を配置して、直接訪問しての徴収を実施しております。

さらに、未収金が高額な患者さんについては、分割による入金方法の相談に応じるなど、きめ細やかな対応に努めているところでです。

一方で、悪質と思われるケースについては、民事訴訟法に基づく支払い督促等の法的措置にも取り組んでいるところでございます。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） 手順にのっとって手続が進められているということは承知いたしました。当然、患者さんの個別事情等には十分に御配慮いただきたいわけですが、決して受動的なわけではないとは分かってはいますけれども、現状としては、従来どおりの形であれば、縮減とか、回収というのはなかなか進まないのかなというのが率直な私の感想でございます。

先ほどの入院費用保証の制度につきましても、現在の場合の限度額ですと、今回の放棄されている議案の中におけば限度額を超えてしまつて回収が困難になるということも想定できるわけであります。連帯保証制度に限らず、県病における現状や課題を踏まえた少し積極的な見直しを検討すべきということは申し上げておきたいと思ひます。

いずれにしても、しっかりとした回収スキームの構築というのが必要だと考えます。手続の中においては、しっかりと要領が作成されて、それにのっとって行われているわけでありますが、未収金というのは、通常であれば病院経営の資金繰りを圧迫することでありまして、定期的な残高確認はもちろんでありますけれども、早期かつ強制力を持った回収プロセスが必要だと考えます。しっかりとしたスキームが

構築していれば、現場の職員の皆さんの負担軽減といひますか、言い方を換えれば、現場での主観に頼つて様々な判断を余儀なくされるということも未然に防げるわけでありまして、結果として職員の皆さんにもプラスになるのではないかなと考えます。

病院統合も今後控えているわけでありまして、だからこそ、そのときを、現状のまま時が来るのを待つて、このままの未収金額で終わるといふことではなくて、債権回収代行業務等も含めて、コストが発生するとしても御検討いただく最後の時期ではないのかなと私なりに考えております。

今回の放棄も県民負担であります。青森県における唯一の県立総合病院だということですがゆえに、あえて申し上げさせていただければ、県民の負担の公平性の観点からも、踏み込んだ改善に努めるべきといふことを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○議長（工藤慎康） 六番夏堀嘉一郎議員の発言を許可いたします。――夏堀嘉一郎議員。

○六番（夏堀嘉一郎） おはようございます。立憲民主・無所属の会、夏堀嘉一郎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めは、議案第十八号「青森県宅地造成等工事許可申請手数料等徴収条例案」、条例制定の背景等について伺ひます。

前回の定例会の一般質問でも盛土規制法について取り上げましたが、本条例も極めて重要であることから、改めて確認させていただきます。

近年の災害の激甚化を踏まえ、いわゆる盛土規制法の趣旨や本県の防災関連施策との整合を図りながら、造成工事の安全性を確保していくことが極めて重要であることは言うまでもありません。その観点から、手数料の設定が審査体制の強化や実効性確保にどのように資するのか、制度運用との関連性を確認するため、次の三点について質問いたします。まずは、条例制定に至つた背景について伺ひます。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、県では、中核市である青森市、八戸市とともに、来月一日付で、それぞれの規制区域を指定することとしています。

これにより、中核市を除いた規制区域内において、一定規模以上の盛土等を行う場合は知事の許可を受けなければならないこととなり、県においては、審査などの新たな事務が生じることから、申請者から手数料を徴収するため、条例を制定するものです。

○議長（工藤慎康） 夏堀嘉一郎議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 続きまして、災害が起きてしまった場合の復旧工事など、どのような工事が規制の対象となるのか伺います。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 規制の対象といたしましては、宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土または切土、宅地または農地等において実施する盛土または切土で、災害を発生させるおそれ大きいもの、宅地や農地等における一時的な土石の堆積を一定規模以上で行う工事となります。

なお、国や地方公共団体が管理する道路や河川などの公共施設用地内の工事、災害時の応急仮復旧など土地の形質変更を伴わない工事などは規制の対象外となっています。

○議長（工藤慎康） 夏堀嘉一郎議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 次に、手数料の算定基準は原価主義か、また、近隣自治体比較なのか、手数料の算定根拠を伺います。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 今回、条例に規定する手数料の金額は、国から示された算定例を参考にいたしまして、盛土や切土、土石の堆積といった工事の種別、造成される盛土などの面積に応じて、人件費や物件費などの必要な経費を積み上げて算定しているものでございます。

○議長（工藤慎康） 夏堀嘉一郎議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 手数料は徴収そのものを目的とするのではなくて、審査体制の充実や専門性の確保を支えるための大切な財政的基盤であると考えております。制度が形式的な許可にとどまることなく、違法、不適切な造成を未然に防ぎ、県民の生命、財産を守る仕組みとして実効性を発揮することを期待いたします。

また、この制度については、テレビ、CM等によって周知が行われているのを拝見いたしました。徹底した広報の取組に大変感銘を受けております。引き続き、防災条例や盛土規制法との整合を図りながら、安全確保を最優先とした丁寧な運用と県民へのさらなる周知に努めていただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第十九号「青森県自助・共助による防災の取組の推進に関する条例案」、条例の内容等について伺います。

今回の条例案は、県や市町村、県民、自主防災組織等、そして事業者も対象となっておりますけれども、まずは、その事業者に関して、本条例ではどのように規定しているのか伺います。

○議長（工藤慎康） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 本条例では、地域の一員である事業者についても、自助・共助の担い手であるとの考えの下、自助・共助による防災の取組の必要性についての理解の深化及び、事業活動に関し、自助・共助による防災の取組を行うよう努めることなどを責務として規定しております。

また、災害発生時における従業員等の安全確保、事業の継続または早期の再開ができるようにするための必要な措置の実施、地域における防災活動に協力することなどについても規定しております。

○議長（工藤慎康） 夏堀嘉一郎議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 事業者に対する規定内容は分かりましたが、次に、自主防災組織に関して、本条例ではどのように規定しているのか伺います。

○議長（工藤慎康） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 本条例では、地域において住民等が相互に協力して防災活動を行う自主防災組織は、共助の重要な担い手であるとの考えの下、自助・共助による防災の取組を行うよう努めることなどを責務として規定しております。

また、地域の特性に応じた防災研修や訓練等の定期的な実施、避難行動要支援者に係る情報の把握のほか、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における地域住民への災害等に関する情報の伝達や避難の誘導等を行うよう努めることなどについても規定しております。

○議長（工藤慎康） 夏堀嘉一郎議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 事業者や自主防災組織に関する規定は理解することができました。

そこで、市町村や町内会に既に存在している防災組織や、これから設立させようとしている地域があると思いますが、自主防災組織の設立促進に向け、県はどのような取組を行うこととしているのか伺います。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 県では、これまで、自主防災組織の設立促進に向け、市町村職員を対象とした意見交換会や、地域の防災活動に携わる住民を対象とした地域防災活動ネットワーク研修会を実施してきたほか、今年度は地域防災・減災力向上事業費補助金を創設し、市町村の実情に応じた取組を後押ししてきたところでございます。

また、本条例においては、自助・共助の取組を推進するための県の施策として、自主防災組織等の設立に係る普及啓発や活動の充実、強化を図ることとしたほか、自主防災組織等による避難行動要支援者に対する避難支援の円滑な実施の促進などに係る取組を進めることを規定したところでございます。

県といたしましては、条例の規定に基づき、引き続き市町村等と連携

しながら、自主防災組織の設立と活動促進に向けた取組を進めてまいります。

○議長（工藤慎康） 夏堀嘉一郎議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 県や市町村、県民、事業者、自主防災組織がそれぞれの役割を大切にしながら、形式にとどまらないオール青森県での実践的な防災活動を着実に進めていくことが大切であると考えております。そのためには、県におかれましては、人的、財政的な支援や研修の充実など、現場を支える後方支援を丁寧かつ継続的に行っていたいただき、自助・共助の力をより一層高める実効性ある取組となるよう期待しております。

次に移ります。議案第二十一号「青森県行政手続条例の一部を改正する条例案」、条例改正の概要等について伺います。

近年、行政手続を取り巻く環境は変化しており、公示の在り方も見直しが求められております。公示による周知は住民の権利義務に関わる重要な制度であり、実効性ある運用が必要となりますが、そこで、まずは今回の条例改正の概要について伺います。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 今回の条例改正は、行政手続法の改正を踏まえ、不利益処分の名宛人の所在が判明しない場合における公示送達としての聴聞及び弁明の機会の付与の通知について、公示事項をインターネットにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を県の事務所の掲示場所に掲示し、または公示事項をその事務所に設置したパソコンの画面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置くことにより行うこととするものです。

○議長（工藤慎康） 夏堀嘉一郎議員。

○六番（夏堀嘉一郎） インターネットにより不特定多数の者が閲覧できるようにするようですが、今回の条例改正により、どのような

効果があるのか伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 改正前は不利益処分の名宛人が県の事務所の掲示場所に赴かなければ聴聞及び弁明の機会の付与の通知の送達について認識することができなかったものでございますが、改正後はインターネットによる閲覧が可能となり、不利益処分の名宛人は、いつでもどこでもその通知の送達を認識できるようになるものです。

○議長（工藤慎康） 夏堀嘉一郎議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 本改正により、公示事項をインターネット上で不特定多数の方が閲覧できるようにすることは時代の流れに即した前向きな取組であり、一歩前進であると受け止めております。

一方で、高齢者の方やデジタル環境へのアクセスが十分でない方々への配慮、掲載期間や検索のしやすさなど、実効性を高めるための工夫も大切であります。どなたにも分かりやすく、利用しやすい運用となるよう、丁寧な対応をお願い申し上げます。

次に移ります。議案第三十二号「青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案」、こちらに関することは、先ほど大崎議員から質問がございましたが、私からは、入学料及び入学者選抜手数料の納付について質問させていただきます。

昨今は、クレジットカード、コンビニ決済、ペイジー、電子マネーなど、多種多様な納付手段がありますが、まずは、改正後の納付方法について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 出願者は、県収入証紙による納付のほか、クレジットカード決済、コンビニエンスストア支払い、銀行のＡＴＭやインターネットバンキングで支払うことができる。ペイジー払込みのいずれかの方法により、入学料及び選抜手数料を納付することが可能となります。

○議長（工藤慎康） 夏堀嘉一郎議員。

○六番（夏堀嘉一郎） コンビニ納付、そしてまた、クレジットカード、ペイジー等での決済納付ということでございましたけれども、令和八年度に導入する手続電子化システムを使用して出願する場合、納付に伴う手数料の取扱いについて伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 電子決済の利用に伴う手数料については、県が負担することとしております。

○議長（工藤慎康） 夏堀嘉一郎議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 今回の改正は、受験生や保護者の利便性向上につながるものであり、前述と同様に時代の流れに即した前向きな見直しと受け止めております。一方で、環境に混乱が生じないよう、電子納付の安定運用や障害時対応、従来の手段との適切な併用を徹底していただきたいと思えます。受験生や保護者にとつて分かりやすく、かつ学校現場の負担軽減にもつながる制度運用となるようにしていただきたいと思います。

続きまして、議案第三十五号「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例案」、こちらに関することでも先ほど大崎議員から質問がございましたが、私からは、条例改正による効果等について質問させていただきます。

まずは、警察官の制服に関する条例改正はいつ以来となるのか伺います。

○議長（工藤慎康） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 条例改正は、平成十四年以来となります。

前回の主な改正点につきましては、警察官の職務執行における責任の明確化を図るため、貸与する装備品の品目に階級章の上部に着装する識別章を加えたほか、警察手帳の形状変更等を行い、名称も手帳から警察手帳に改めております。

○議長（工藤慎康） 夏堀嘉一郎議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 平成十四年以来ということでしたけれども、今回の改正では、警察官に対する私服の支給の廃止、女性警察官のスカート、肩がけバッグの廃止などがございますけれども、今回の改正によって県警察が得られる効果について伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 本条例改正は、女性警察官の職域拡大に伴い、現場警察活動においては、機動性を重視してズボンを着用しており、スカートがほぼ使用されていない実態を踏まえ、スカートを廃止するなどのものです。

本条例改正により、警察官に支給する被服や貸与する装備品について、性別を問わず、ほぼ同じとすることから、被服と装備品の組織的管理の合理化が促進されるなどの効果があると考えております。

○議長（工藤慎康） 夏堀嘉一郎議員。

○六番（夏堀嘉一郎） スカートやバッグなど時代に合っていないものや形骸化しているものは廃止しても構わないと私は考えております。

そこで、現在、警察官に貸与している装備品について伺います。

○議長（工藤慎康） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 警察官に対して貸与する装備品は、主なものとして、階級章、識別章、警察手帳、手錠、警笛、警棒、拳銃などがあります。

○議長（工藤慎康） 夏堀嘉一郎議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 近年ですけれども、凶悪事件の多様化やサイバー犯罪の増加、大規模災害への対応、さらには熊の出没など、地域特有の課題もあり、警察官が直面する危険や負担は確実に大きくなっていると感じております。こうした状況を踏まえ、安全性、機動性、実効性を重視した装備の充実がこれまでに大切になっているのではないのでしょうか。

県民の安心・安全を支えているのは、日々現場で職務に当たっておられる警察官お一人お一人であります。必要な装備品については、財政面のみならず、現場の声にも十分に耳を傾けながら、真に必要なものが適切に貸与、更新されていくよう、丁寧な御対応をよろしくお願いしたいと思います。

最後は、議案第四十九号「包括外部監査契約の件」、包括外部監査の概要等についてお伺いいたします。

包括外部監査は、外部の専門的知見を活用し、行財政運営の適正性、効率性を検証する重要な制度であります。その実効性確保の観点から、次の二点を確認させていただきます。

まずは、包括外部監査人の選任について、県の基本的な考え方について伺います。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 包括外部監査人は、地方自治法により、弁護士、公認会計士、税理士等の中から選任することができるとされております。

包括外部監査は財務事務を対象とすることから、本県では、財務監査の実務に精通し、コスト意識や経営的視点に優れた公認会計士が適任と考えており、具体的な人選に当たっては、日本公認会計士協会東北会青森県会の推薦を受けて選定しております。

本定例会に提案しております石動龍氏については、同会からの推薦を受けたところでありまして、同氏の知識や経験を生かした効果的な監査を実施していただけるものと考えております。

○議長（工藤慎康） 夏堀嘉一郎議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 次に、包括外部監査における指摘事項等に対して、県ではどのように対応しているのか伺います。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 包括外部監査における指摘事項等については、

その内容に応じ、担当部局等においては是正措置を講じることとしており、是正措置が講じられたものについては、その内容を監査委員に通知するとともに、県報に登載して公表しているところ です。

また、包括外部監査結果を全庁的に情報共有し、継続的な事務の改善に取り組んでいるところでございます。

○議長（工藤慎康） 夏堀嘉一郎議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 包括外部監査は、県政の透明性を高め、持続可能な行財政運営につなげていくための大切な仕組みであります。指摘事項を丁寧を受け止め、改善と検証を重ねながら、その内容を県民に分かりやすくお示しいただくことを期待しております。また、厳しい財政状況の中にあつてこそ、監査の成果を着実に施策へ生かし、全庁的な意識の共有の下で継続的な見直しを進めていただくようお願い申し上げます。

以上、終わります。

○議長（工藤慎康） 七番大澤祥宏議員の発言を許可いたします。——大澤祥宏議員。

○七番（大澤祥宏） オール青森の大澤祥宏です。議案に対する質疑をさせていただきます。

議案第二十七号「青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例案」、子ども・子育て支援納付金の追加等について伺います。

まずは、追加となる子ども・子育て支援納付金の内容について伺います。

○議長（工藤慎康） 時計を止めてください。

再開いたします。——小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 平成三十年度の国民健康保険制度改革後、県は、市町村が行う保険給付に必要な費用の全額を市町村に交付することとされ、その費用に充てるために、条例に基づいて、毎年度、市町村から

国民健康保険事業費納付金を徴収しております。

令和六年六月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、令和八年四月から創設される子ども・子育て支援金制度は、子供や子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい仕組みとなっており、支援金は、児童手当など子供・子育て世帯向けの給付に充てる財源となるものでございます。

この制度によって、国保の医療保険者である市町村が被保険者から保険料と合わせて支援金を徴収し、県は、従来の一般納付金、後期高齢者支援金等納付金、介護納付金に加え、新たに子ども・子育て支援納付金を市町村から徴収することとなります。

○議長（工藤慎康） 大澤祥宏議員。

○七番（大澤祥宏） 子ども・子育て支援金制度は、令和八年四月から始まる少子化対策のための新たな財源確保制度であるというところは理解しましたが、健康保険料に上乗せする形で徴収される仕組みであることから、県民から見れば実質的な新たな負担増と受け止められることも想定されます。

しかし、制度の趣旨及び負担の考え方を一つ一つ整理していくと、その位置づけというものが見えてくることから、少子化対策が社会保障全体に関わるものであることや、所得に応じた負担、そして軽減措置の仕組みを県民に示し、理解していただくことも必要であると考えますので、市町村と共に、県民への周知もしつかりと行っていくようお願いいたします。

次に、子ども・子育て支援納付金が追加されることにより、市町村の国保財政にどのような影響があるのかお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 令和八年度国民健康保険事業費納付金の算定結果によりますと、市町村が県に納付する納付金総額は約三百三十五億一千万円で、このうち、子ども・子育て支援納付金は約八億円となっております。

ります。

令和八年度においては、子ども・子育て支援納付金の新設に加え、診療報酬の増額改定に伴う診療費の増加も見込まれましたが、県では、令和八年度納付金の算定に当たり、国民健康保険財政安定化基金を活用し、市町村の負担軽減を図ったことで、前年度を下回ることでなっております。

○議長（工藤慎康） 大澤祥宏議員。

○七番（大澤祥宏） 市町村負担は変わらない、逆に下回るとの御回答をいただきました。

ちなみに、国保の被保険者の負担は変わるものなのか伺いたします。

○議長（工藤慎康） 時計を止めてください。

再開いたします。——健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 子ども・子育て支援金等につきまして、社会保障の歳出改革などによる社会保険負担軽減の範囲内で導入することが法定されており、支援金が新たに賦課されますが、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みとなっており、支援金導入に伴う実質的な負担は生じないこととなっております。

○議長（工藤慎康） 大澤祥宏議員。

○七番（大澤祥宏） 国保の被保険者の負担も変わらないということでありました。やはりこの子ども・子育て支援金制度というものは、これから社会全体、全世代で支えながら子供を育てていくというふうなものでございます。

特に四月から新たな制度運用となると、予想されるのが子育て世代以外の方、あるいは高齢者世代から、やはり保険料の実質負担増という形になりますので、各市町村への問合せが多くなることが想定されます。よって、先ほども触れさせていただきましたが、この制度をしつかりと

県民の皆様一人一人に理解していただきながら、その結果、社会全体で子供を育てていくんだということを理解いただかなければ、この制度運用の部分というのはなかなか浸透していかないのかなと思っておりますので、引き続き、県民への理解活動に対応していただければなと思っております。

続きまして、議案第三十二号「青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案」及び議案第三十三号「青森県立中学校入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例案」、条例改正の概要等について伺います。

こちらにつきましては、先ほど大崎議員、夏堀議員からも質問がありました。青森県立高等学校の入学料及び入学者選抜手数料の納付及び青森県立中学校入学者選抜手数料の納入方法が変わることとございました。改正の概要等をどのように県民に周知していくのか伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 県教育委員会では、令和九年度入学者選抜から導入するWEB出願システムの概要と、今回の改正に伴う選抜手数料及び入学料の納付方法の変更点を記載したリーフレットを作成し、今年度内に県内公立中学校の一・二年生及び学校関係者等に配布することとします。

また、来年度は、県教育委員会のホームページや広報紙への掲載、説明会の実施等により、児童生徒や保護者、学校関係者に周知してまいります。

○議長（工藤慎康） 大澤祥宏議員。

○七番（大澤祥宏） ホームページ、学校関係者へ周知していくということでしたが、この条例の部分につきましては、受験生や保護者の利便性向上、そして事務負担軽減の観点からキャッシュレス納付へ移行されることとございました。ただし、入金の確認、あとはデー

タの管理、出願者情報との照合、システムトラブル対応など、学校の事務負担が変わる可能性もございますので、変更後の運用状況を確認し、十分なサポート体制を構築いただくようお願いいたします。

最後の質問は、議案第三十四号「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」、学校職員定数の状況等についてお伺いいたします。

まずは、学校職員定数条例の一部改正の概要についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 公立学校の教職員定数は、小・中学校及び特別支援学校の小・中学部にあっては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、児童生徒数から算出される学級数などから算定します。また、高等学校及び特別支援学校の高等部にあっては、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づき、収容定員などから算定し、校種ごとに県の条例で定めます。

今回の一部改正は、令和八年度の定数に改めるものであり、小・中学校及び県立学校の合計は一万九百七十九人で、令和七年度と比較して八十九人の減となっています。その内訳は、小学校は四千三百九十七人で百十八人の減、中学校は二千九百八十五人で二十三人の増、高等学校は二千三百四十七人で十二人の減、特別支援学校は千二百五十人で十八人の増となっています。

○議長（工藤慎康） 大澤祥宏議員。

○七番（大澤祥宏） 次に、学校職員定数の増減の理由についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 定数が減少する主な理由は、児童生徒数の減少及び学校の統合に伴い、学級数や収容定員が減少することによるものですが、中学校においては、特別支援学級が増加することにより、定数が

増加しています。

○議長（工藤慎康） 大澤祥宏議員。

○七番（大澤祥宏） 児童生徒の人数が減少していること、学校の統廃合により学校職員定数の増減が発生していることは理解いたしました。しかしながら、児童生徒数が減少しているにもかかわらず、不登校の対応、特別支援、保護者対応など、学校現場の負担はむしろ増えているのが実態としてあります。また、定数は本当に大切なことでありますが、未来ある子供たちがしっかりと教育を受けられる体制となっているのが重要であると認識いたします。

現に、先日、文部科学省が教員の不足率を調査した結果が公表され、青森県の小学校は全国ワースト、中学校はワースト二位であったとの報道もされております。つきましては、県教育委員会におきましては、引き続き、学校DXによる業務削減、スクールカウンセラーや支援員の配置など、あらゆる角度での対策を講じ、この状況を早期に改善していただくよう要望し、私からの質疑を終わらせていただきます。

○議長（工藤慎康） 午さんのため、暫時休憩いたします。

午前十一時三十三分休憩

午後一時再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

二十三番田端深雪議員の発言を許可いたします。——田端議員。

○二十三番（田端深雪） 日本共産党の田端深雪です。

議案第三十四号「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」、小・中学校職員定数の状況についてです。

条例による小・中学校の増減とその理由については、既に午前中の大澤議員への答弁がありました。小学校の定数は四千三百九十七人で百十八人の減、これは児童数、学級数の減によるものということ、中学校

は二千九百八十五人で二十三人増えるということでした。これは特別支援学級の増によるものだという答弁だったんですが、確認したいんですが、中学校一年生は四十人学級から三十五人学級になったんですが、国の定数改善の部分は、中学校で二十三人増えたことへの理由の中に入るのでしょうか。その確認を一点したいなと思います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） それらも含めまして二十三人の増としております。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） ありがとうございます。

小学校は児童数減及び学級数減になって百十八人減ります。学年ごとにプラス一人欲しい、学年一学級でも少人数学級の対象にしてほしいという声が絶えない現場からすれば、百十八人も減るのか、もったいない、減らさないで必要なところに配置してほしいと切実に思います。

青森県の不登校の児童生徒数は二千八百四十四人です。特別に指導が必要な子供たちも年々増えています。今の定数の決め方では先生が足りない状況が続いています。

二十四年前に、せめて三十人学級にしてほしいという悲痛な現場の声をきっかけに、二〇〇二年度から青森県が独自で三十人学級の少人数学級を実施してきました。国の基準より定数が少ないということは承知していますけれども、せめて三十人といったのが、もう二十四年経過して、現在、青森県は三十三人学級ということです。国基準より少ないことでの少人数学級であっても、子供たちにとって必要な少人数学級とは言い難いということです。

学校職員定数を削減するべきではないと考えますが、県教育委員会の見解について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 教職員定数は、いわゆる義務標準法に基づき算

定しており、その充実については、第一義的には国の責任において実施されるべきものと考えています。

このため、県教育委員会では、これまでも全国都道府県教育長協議会を通じて、教職員定数のさらなる確保、充実について国に要望しており、昨年五月には本県の重点施策提案として、さらに昨年十二月には青森県議会議長と青森県教育委員会教育長との連名により、国への要望活動を行ったところです。

なお、小・中学校においては、きめ細やかな学習指導や生活指導等を行うため、あおもりっ子育みプラン21を実施し、本県独自に少人数学級編制に取り組んでいるところであり、今後も、国の動向を踏まえながら、教職員配置の充実を図ってまいります。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） 青森県教育委員会が本当に最善を尽くしてくれているということは重々承知です。

教員不足の根本的な要因は、まず、先ほど教育長がおっしゃったように、国の定数改善が遅々として進んでこなかったこと、同時に、定数の中の採用について正規の職員を制限する中で、非正規の講師は調整弁として使われています。そして、その割合は大きくなっています。私が現職の頃に比べても格段に増えているということは事実です。

そこで、学級担任のうちの臨時講師の数をお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 時計を止めてください。

再開いたします。――教育長。

○教育長（風張知子） 失礼しました。臨時講師の数でございますけれども、小学校は教員四百三十二人、それから中学校は百三十一人になっております。学級担任をやっている臨時講師の数でございます。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） 定数に対して臨時の先生は何人いますかという質問もやり取りしたんですが、なかなかそこがはつきり、とにかく足

りない人を呼んでくるのが大変で、その数を出せるような状況にないということだったので、学級担任の数で質問させていただきました。

小学校では、学級担任として四百三十二人、中学校では百三十一人が臨時講師として働いています。一年間、学級担任として働いて、次の年、生徒数が減ったので仕事なしもあり得る、これが講師の立場です。大変不安定な中で正規職員と同様に働いています。

そこで、職員定数は最低限学校に配置しなければならない教職員数で、本来は正規採用されるべき人数だと考えますが、県教育委員会の見解について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 正規教員の採用者数につきましては、将来の退職者数、学級数の増減等を総合的に勘案して決定しているところであり、今後も児童生徒数の減少や学校統廃合等に伴う定数減が相当数予想される中、中長期的にバランスの取れた年齢構成とすることなども考慮しながら決定していく必要があるものと考えております。

現在、教員の採用につきましては、教員としての資質、能力、適性を有する人物を採用しておりますが、採用人数については、過去三年におきましては、これらの採用見込者数よりも多い採用候補者を決定しております。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） 昨年の十一月の一般質問の中で、山梨県の二十五人学級について述べさせていただきました。それが実施できている背景には、将来、児童生徒が減っていくという中で、そのときこそ少人数学級を進めていくチャンスだということで、正規職員をできるだけ減らさないという努力がされていたということがあると考えます。

子供たちにとって先生が正規であるか、臨時であるかは関係ありません。教育に臨時はありません。青森県独自の少人数学級を拡充して、定数改善と正規の職員の割合を増やしていく努力を強くお願いします。

次に進みます。議案第二十七号「青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例案」、被保険者への影響等についてです。

高過ぎる国保ということで昨年十一月の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、国保税は、協会けんぽの倍高く、負担が重いこと、国保加入の構成割合は、無職が四四・一％、低所得の非正規が二三・四％、自営業が一一・六％、農林水産が八・五％など、依然として厳しい状況にあることは誰でも周知のことと思います。子ども・子育て支援法の改正によつて支援金を保険料に上乗せして徴収するということは、子育て支援に関する公費負担を限りなく削っていくことになると考えます。

午前中の大澤議員の質疑の中で、保険料の負担は変わらないという答弁がありました。単純に考えても、上乗せする分、増えるんじゃないかと考えます。

そこで、子ども・子育て支援納付金が追加されることにより、国民健康保険料の負担がさらに増えることが懸念されるんですが、被保険者への影響について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 国民健康保険の被保険者に係る保険料率は、各市町村が保険料以外の収入や県に納付する納付金以外の支出を見込むとともに、各市町村の国保特別会計の積立金残高なども勘案して、それぞれ定めるものです。

このことから、本条例改正で子ども・子育て支援納付金が追加されることによる影響がそのまま実際の保険料の増減につながるものではないと考えています。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） 積立金がそこに充てられるということで実際は増えないというお話だと思います。結局別のところで、国保から負担するんですよね。

国民健康保険における子ども・子育て支援金については軽減措置があるのかお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 国民健康保険における子ども・子育て支援金については、医療保険と同様に、低所得者に対する応益分の軽減措置や未就学児に係る均等割額の軽減措置が講じられます。

さらには、子ども・子育て支援金制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子供がいる世帯の負担軽減のため、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前の高校生年代までの子供に係る均等割額が全額軽減されることとなっています。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） 先ほどの保険料が上がらないというものの補填は、保険料の積立ての中から出すので増えないというお話だったと思います。

そもそも、子育て支援というのは公的財源で賄うべきで、健康保険料に上乘せるといえるのはどう考えてもおかしな話だと考えます。広く社会全体で賄うというのはそのとおりです。そのために私たちは様々な税金を払って、税金で賄うこと自体が社会全体で支えているということにつながっていると思います。国の突出した防衛費や相変わらず大企業への優先的な予算の使い方、社会保障部分を削減して健康保険料に上乘せるといえることは、国民への負担を増やすことにつながります。賛成できません。

次に移ります。議案第二十六号「青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案」、基金の概要等についてです。

まず、基金の概要についてお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 青森県後期高齢者医療財政安定化基金は、後期高齢者医療制度の運用に当たって、予期しない事情による医

療給付費の増加や保険料収入の不足による財源不足があった場合、または保険料増加の抑制を図る必要がある場合に、同制度の運営主体である青森県後期高齢者医療広域連合に対して、交付金を交付または貸付けする事業の財源に充てるため、平成二十年度から県に設置しています。

この基金の積立てに当たっては、国、県、広域連合が三分の一ずつ拠出することとなっています。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） 基金というのは、見込みを上回る給付費の増加や保険料収納不足によって市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることになった場合に一般財源から財政補填をする必要がないように、市町村に対して資金の交付、貸付けを行うものだということの説明がありました。

これまで、この基金について、収納不足または給付増による不足にどれだけ使われたのか、そして、残額についてお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 平成二十年度の後期高齢者医療制度創設から令和元年度まで保険料率は据え置かれていましたが、令和二年・三年度分の保険料率試算において、保険料の大幅な増加が見込まれたことから基金を活用することといたしまして、令和二年・三年度にそれぞれ九億二千五百万円の交付金を青森県後期高齢者医療広域連合に交付し、被保険者の大幅な負担増を抑制したところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） 残額についてお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 残額についてお答えいたします。

国が示す財政上のリスクに備えるための目安額は、令和九年度末において五億八百万円となり、令和七年度末の基金残高見込額が八億七千四十二万円、これを上回っている状況でございます。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） 令和二年・三年度に拠出があったということですが、残高については、国の基準以上に基金があるということが分かりました。

分からないことがありました。基礎拠出額の割合を十万分の二十二からゼロにするというのは、具体的にはどういうことなのか教えてください。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 一部繰り返しの答弁となりますが、国が示します財政上のリスクに備えるための目安額が令和九年度末において五億八千四百万円でございますので、令和七年度末の基金残高見込みがそれを上回っている八億七千四百二十二万円でございますので、支出をする必要がないということで、ゼロにしたということでございます。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） 基本が五億円で、もう既に三億円も上回っていてゼロにするというのは、今の時点の判断でゼロにするということなんです。そのタイミングのことです。

私は、ここは子供・子育て支援の制度と同時に、拠出をやめることで保険料の負担を減らすということでのやり取りなのかなとちょっと勘ぐって考えましたので、こういう質問をしたんですが、あと、この改正は、子供・子育て支援の財源を医療保険制度に上乗せ徴収して支援金制度として賄うというのがあって、先ほどと繰り返しになります。社会保障予算の削減、国民負担を増やすというもので、基金を子供・子育て支援の財源に結局はなっていく状況になるんだなということを考えますが、こういう認識でいいんでしょうか。お願いします。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 公的医療保険におきましては、例えば四十歳から六十四歳の方の介護保険料は、医療保険の徴収ルートを通

じて保険料が集められ、介護保険に使われる仕組みがございます。これに医療保険の徴収ルートを活用するのは、適切な介護保険サービスを受けることにより、受ける医療を減らすことができる方が増え、公的医療保険財政の負担軽減、制度の持続可能性を高めることにもつながるなど、公的医療保険にもメリットがあると考えております。

また、子ども・子育て支援金も、将来の公的医療保険制度や経済を支える担い手を支援し、公的医療保険の持続可能性を高めることにもつながるため、医療保険の徴収ルートを活用して集めることとされております。しかしながら、子ども・子育て支援金の使い道は、法律上、児童手当などに限定されており、医療のための保険料とは別のものと考えております。

また、子ども・子育て支援金につきましては、社会保障の歳出改革などによる社会保険負担軽減の範囲内で導入することが法定されております。支援金が新たに賦課されますが、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みとなっております。支援金導入に伴う実質的な負担は生じないこととなっております。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） そもそもこのところから考えて、やはり承服しかねるなということがありますので、この点については賛成できないなということ、ここは終わりたいと思います。

次に、議案第二十三号「青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例案」、条例改正の内容等についてです。

昨年六月の国会で環境影響評価法が改正されました。この環境影響評価法は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その影響を事前に予測、評価して環境に配慮する手続を定めたもので、十年ごとに点検と見直しが行われ、今回の改正では、建て替え事業の手続の合理化（配慮書の不要）と、環境影響評価図書について、縦覧期間が約一か

月だったものを、環境大臣が事業所の同意を得た上で情報公開が継続されることになりました。

環境影響評価法の対象事業は、道路とか、河川とか、本当にたくさん
の事業が様々あるんですが、約八割が風力発電事業だそうです。風力発
電生産量が全国トップクラスで、二〇二四年十二月末時点で二百五十
三基もの風力発電がある本県にとって、環境影響評価法の改正は注視し
ていかなければならないと認識しました。

そこで、条例案の改正内容についてお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 今般、環境影響評価法の改正により、環境大臣
が配慮書や方法書等の環境影響評価に係る書類について、事業者の同意
を得て、インターネット等で三十年間公開することができるとされたこ
と、また、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の
促進に関する法律の改正により、国が指定する促進区域で洋上風力発電
事業を行う事業者については、配慮書及び方法書の手続を適用しないこ
ととなりました。

青森県環境影響評価条例は、環境影響評価法の対象とならない規模や
種類の事業について評価手続等を定め、関係法令と一体的に運用してい
ることから、同様の扱いとする改正を行うものでございます。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） 条例改正の中に、県の対象事業について、環
境影響評価図書の公開を知事が業者の同意を得て公開するということ
がありますが、どのタイミングで、どのような形で同意を得るのかお伺
いします。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 具体の手続につきましては今後の
検討になりますが、対象事業者からの申請に対応いたしまして、適宜対
応することになると思います。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） 同意があればというただし書があるというこ
とは、同意がなければ公開できないこともあり得るということになるこ
とだと思いますが、その場合はどのように対処するのかお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 事業者の同意が必要なわけでござ
いますので、得られない場合は公開しないということになります。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） 環境というのは、公的、社会的な存在だと考
えます。何のための法律であるかを考えれば、同意がなくても公表すべ
きものだと考えますが、県の見解をお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 確かに御指摘の点もございますが、
得られた情報につきましては、事業者が集めた情報でございますので、
事業者の同意というものが必要なのではないかと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） やはりそうではなくて、何のためのものかと
考えたときに、ぜひここは同意がなかったらすぐ引っ込むんじゃなく
て、できるだけ公開に努めるというところで頑張っていたきたいなと
思います。

国の法律の改正では建て替えについての改正もあるようですが、今回
の県条例の改正の概要の中にはありませんでした。今回の県の条例の改
正には建て替えについてのものは含まれていないということによろし
いでしょうか。確認です。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 青森県環境影響評価条例には配慮
書の規定がございませんので、今回、改正の必要がないものでございま
す。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） やはり私は、風力発電がこれだけある青森県なので、それはいいとしても、この法律がどういうふうな青森県に影響するのかという視点で一つ一つ吟味して見ていかなきゃいけないなと思っています。

参考のためなんですが、環境影響評価法というのは一九九七年からで、配慮書と報告書を義務づけたのは二〇一三年からになります。二〇一三年以前に建てられたものについては、一番重要な配慮書、方法書の部分がなされていないことがあるので、建て替えの場合であっても従来どおりの手続がされるべきと考えています。

風力発電は稼働からおよそ二十年で建て替えられますが、風力発電事業がアセス法対象事業に加わったのは二〇一二年で、ほとんどの建て替え対象の風力発電事業は、建設時にアセス法の手続が行われていないために、稼働後に十分なモニタリング調査が行われていない事業に対しては、建て替え事業の手続の合理化対象にしない法律の運用を求めていますという自然団体からの意見書が出ているということも紹介しておきたいと思います。

次に、海洋再生可能エネルギー発電事業に関する環境影響評価その他の手続の特例を定めるとありますが、具体的には、促進区域における洋上風力発電事業における環境影響評価手続がどのようになるのかお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 一般の海洋再生可能法の改正によりまして、洋上風力発電に係る促進区域では、事業者による配慮書、方法書の作成に代わり、環境大臣が海洋環境等調査方法書を作成し、調査を行います。その後、公募により選定された事業者が、環境大臣が行った調査結果などを考慮し、環境影響評価法及び環境影響評価条例に基づいて、準備書、評価書及び事後調査報告書の手続を行っていくこととなります。

ます。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） 海洋環境の保全は国の責務であるので、配慮書、方法書部分を国が責任を持って行うということについては、そのとおりだと思います。

ところで、漁業者や自然環境や県民の意見は、この中ではどこで集約されて反映されることになるのかお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） アセスの流れの中で曖昧になっていった部分が合意形成の部分だと考えております。一般論になりますが、そういったことに対応するための共生条例であり、常日頃、事業者も地域住民との合意形成に向けた取組が必要なものと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） 共生条例をつくっている青森県は、やっぱり自然を守りたいのと再生可能エネルギーを進めなきゃならないというバランスというか、そこを重視したいということできているもので、今回のこういう形もそれに向かっているとは思いますが、一つ一つしっかり見ていきたいなと思っています。合意形成、それから県民の意見が反映されるような形でぜひ進めていただきたいと思います。

次に、議案第二十五号「青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」、条例改正の概要についてです。

青森県条例の改正は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、この改正に伴う所要の整理を行うものであるとしています。

そこで、条例改正の概要についてお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 令和七年五月二十一日付で、医薬品

の条件付承認制度の見直しを目的として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、いわゆる薬機法が改正され、令和八年五月一日付で施行されることとなりました。

この法改正に伴い、現在、本条例が手数料徴収の根拠として引用している同法の条文の条項が移動し、条項ずれが生じることから、それを解消するために改正するものとございます。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） 条項が移動するだけというお話でしたが、この法律の改正そのものについても、やはりそこからたどって物を考えるということは大事なかなと思っています。

この法律の改正の主なもの、調剤業務の委託、それから臨床試験の簡略化と承認要件の緩和、医療用医薬品の対面販売を義務づけて要指導医薬品として、オンラインで服薬指導を受ければネットで購入できるようになるという内容を含んでいます。承認制度の緩和では承認制度の質の低下と、オンラインで指導を受ければネットで薬が買えるということはオーバードーズの助長につながるのではないかとということも大いに危惧されているということも認識していきたいと思っています。

手数料徴収条例を見えました。販売形態等によって手数料が様々な金額で示されています。医薬品の販売形態の改正に伴う条例改正になるもので、法改正の方向としては、医療薬などの市場化がますます進むことにつながるのではないかと、健康被害等が心配されるのではないかと、いうことを指摘しておきたいと思っています。

最後に、議案第十九号「青森県自助・共助による防災の取組の推進に関する条例案」、条例内容等についてです。

昨日は東日本大震災から十五年目で、新聞やテレビでも大きく取り上げられていました。その中で、当時小学校六年生の孫に、指定避難所になっている公民館に行こうとしたら、ここでは駄目だ、高いところへ逃げようと言われて命拾いをしたという体験を語っている場面を見まし

た。自助というのは、ふだんから災害に備えておくことと同時に、いざというときに命が助かるための判断をする力をつけておくことだと思いました。

災害対策基本法の改正は、能登半島地震の被害・被災状況を踏まえて、避難所の環境改善と併せ、避難所以外で生活する被災者支援を明確にし、国が費用負担する救助の種類の福祉サービスの提供が加えられました。高齢者や障がいがある場合の避難について、十分に配慮が必要だということでした。

災害対策基本法の第七条に、自助の部分として、住民等の責務の記載がありました。「地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。」と記述してあります。

本条例では、自助の取組を推進するとしていますが、具体的に県はどのように取り組むのかお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 本条例では、自助・共助による防災の取組の推進に関する県の施策を規定し、これに基づき、令和八年度は、県民の皆様への防災への関心度に応じた普及啓発を展開することとしています。

具体的には、防災への関心が低い方に関心を高めていただくため、防災ハンドブック「あおもりおまもり手帳」をデジタル版にリニューアルするなど、全県的な情報提供等を実施するほか、既に自助・共助に取り組んでいる方のスキルアップや、防災関係者同士のつながりを築き、意見交換を行う研修会などを開催いたします。

このほか、あおもり防災ウィークの期間中に県下一斉のシェークアウト訓練を実施するなど、県民の皆様への防災への関心の底上げを図り、自主的かつ積極的な行動につなげるための取組を進めてまいります。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） 自助の推進というのはなかなか難しい場面があると思うんですが、それぞれ取り組んだことの効果をどのように把握するのかお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 自助推進の取組の効果を定量的に把握するのは難しいと考えておりますが、例えば、あおもり防災ウィーク期間中に御家庭や職場などで訓練や防災に関する取組を実施するあおもり防災チャレンジにおきましては、専用のウェブサイトに参加人数を登録いただいております、この登録者数は一つの目安になるものと考えております。

このほか、防災教育センターの来館者数、研修会、イベント等への参加者数やアンケート結果、県が運用しているSNSのフォロワー数なども参考に事業の効果を確認しながら、自助の取組の浸透を図ってまいります。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十三番（田端深雪） 様々な取組がされるということで、やっぱり一つ一つ成果を何かの基準で見えていくということも大事なことでと思います。

高齢化が進むことや東日本大震災を直接知らない世代もこれから増えてくることから、震災の実相を伝え、語り継ぐこと、避難訓練の充実が自助を推進する上で重要なことではないかなと考えています。ぜひ各関係機関で連携して進めていただくようお願いして、質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 四十七番伊吹信一議員の発言を許可いたします。

——伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） 公明党の伊吹でございます。それでは、通告に従いまして、順次お尋ねいたします。

議案第十八号「青森県宅地造成等工事許可申請手数料等徴収条例案」、

宅地造成及び特定盛土等規制法について伺うものでございます。

令和三年七月、静岡県熱海市で発生しました大雨に伴う盛土崩落、大規模な土石流によりまして、甚大な人的・物的被害が生じました。これを契機に全国調査が行われ、令和五年五月二十六日に盛土規制法が施行され、このたび令和八年四月一日から規制を開始することと承知しております。

そこで、まず一点目ですが、条例制定の背景となる宅地造成及び特定盛土等規制法の概要と県の取組についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 今しがた議員から既に御紹介があったところではありますが、令和三年七月に静岡県熱海市におきまして大規模な土石流が発生し、甚大な被害が生じたことを契機として、宅地造成等規制法が抜本的に改正されまして、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等は全国一律で包括的に規制されることとされました。

改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法では、盛土等により人家等に危害を及ぼし得る区域を規制区域として知事等が指定することができ、規制区域内で行われる盛土等の工事は許可の対象となりました。

これを受けまして、県と、中核市として規制を行う青森市及び八戸市とで連携いたしまして、指定に向けた基礎調査などの準備を進めまして、来月一日付で県内全域を規制区域として指定することとしているものでございます。

○副議長（齊藤 爾） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） 盛土等の安全について、県はどのように確認していくのか伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 一定規模を超える盛土等の工事につきましては、県は、許可申請を受け付け、審査におきましては、工事計画が技術的基準に適合していること、工事主に工事を行うために必要な資力

及び信用があること、工事施行者に工事を完成させるために必要な能力があること、工事をしようとする土地の所有権、地上権等の権利者全員の同意を得ていることを確認いたします。

また、許可後においても、工事の実施状況について三か月ごとに定期報告を受けるほか、中間検査や完了検査も実施し、盛土等の安全を確認していくこととなります。

○副議長（齊藤 爾） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） 県におかれては、これまで六地域県民局内でそれぞれ説明会等を開催されてきたことと思います。また、直接の今回の規制につながる話ではないかもしれませんが、全国的に見ますと、盛土あるいは切土というのは、宅地等の建物造成に限らず、産廃の処分場として扱われる事例等も散見されるようでもありますので、そうした他県からの不法な流入等も含めた監視というのもしつかり進めていく必要があるのではないかと思います。そういう意味では、事業者のみならず、県民の皆様方にも広くこうした盛土、切土に対する規制の考え方を知っていただく必要があるかと思えます。

そこで、新たな規制を開始するに当たり、どのように周知を図っていくのか伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 県では、先月中旬までにかけて、事業者、関係団体、市町村職員などを対象に、法律の概要や申請手続の進め方などを周知する説明会を県内六地区で開催し、累計約七百名の方々に参加していただきました。

また、県民に盛土等の規制について関心を高めていただけるよう、昨年度からホームページを作成して周知に努めておりますほか、SNSへの動画の掲載、テレビ、ラジオでのCM放送、駅や電車、バス車内へのポスターの掲示を実施するなど、来月からの規制開始に万全を期しているところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） こうした事前防災を通じた県民の安全・安心につながるよう、取組を推進されるようお願いしたいと思います。

続きまして、議案第十九号「青森県自助・共助による防災の取組の推進に関する条例案」、条例の内容等についてであります。

今回の自助・共助による防災の取組の推進に関する施策の基本となる事項として、条例案の骨子の中で、目的、基本理念とともに、主体者である県民、事業者、自主防災組織等の責務、また、主体等に対する支援措置及び財政上の措置などについても触れているところでもございます。

昨日の追加質疑でも取り上げさせていただきました東日本大震災を踏まえた県内での防災の取組、県民の意識啓発、そして共助の取組をどのように進めていくのかというのは非常に大事な取組だろうと思います。担い手が不足している中でもあり、ますます自助・共助の取組が重要であろうかと思えます。

特に高齢者が急増している本県の状況を踏まえて、高齢者や障がい者などの配慮が必要な方への対応等について、本条例でどのように規定しているのかお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局长。

○危機管理局长（築田 潮） 本条例では、地域における相互協力などにより高齢者や障がい者等の避難が円滑かつ迅速に行われるよう、自主防災組織等は、こうした避難行動要支援者に関し、必要な情報の把握に努めるとともに、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、避難の誘導等を行うよう努めることを規定しております。

○副議長（齊藤 爾） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） ただいま答弁いただきましたように、避難の指示があった場合、安全確保のための措置等についても触れているところでございますが、十二月八日、本県で発災いたしました青森県東方沖

地震での課題として浮き彫りになってきたのは、徒歩避難が困難な方々、やっぱり車での移動を余儀なくされるということが本当に急増している。ところが、家族構成として、そうした車を持つている家族と同居していない独居世帯、高齢者世帯の急増といったようなことなどもございます。

そのような意味からも、本条例の制定をきっかけに要支援者の避難支援をさらに進めるべきと考えますが、県の取組について伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 避難行動要支援者の避難支援を実効性あるものとするためには、市町村による個別避難計画の作成を促進することが重要であることから、県では、これまでも国の事業を活用し、計画作成に係る伴走型の支援等を実施してきたところでございます。

また、実際に避難を支援する関係者の理解と協力が不可欠であることから、本条例においては、自助・共助による防災の取組の推進のための人材の育成や自主防災組織等の活動の充実、強化とともに、避難支援の取組も明示したところでございます。

県としては、引き続き、市町村の課題解決につながる好事例の展開を行うとともに、条例に基づき共助の主体の育成も図りつつ、円滑な避難支援を実施できる体制を構築してまいります。

○副議長（齊藤 爾） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） こうした災害に対する日頃からの備えという意味では、八戸地域の方々の取組、日常からの訓練参加というものを報道等を通じて度々目にするところであり、その真剣さ、また、その取組の進み具合といえますか、他の地域にとっても非常に参考になるのではないかと思います。そうした県内での取組、あるいは全国的な先進的な取組の情報等についても、自助・共助の意識啓発の参考情報としても提供いただくようお願いしたいと思います。

ここで一点お尋ねしたいんですが、二〇二五年は十月二十九日から十一月十二日をおおもり防災ウィークとして、県は事業を実施しております。今回の条例案におきまして、おおもり防災ウィークは知事が定める期間とすると思いますが、この期間の考え方についてお尋ねできればと思います。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） おおもり防災ウィークにつきましては、津波防災の日でしたか、十一月五日をコアにいたしましたして、その前後一週間程度ということで設定しているものでございますので、今後もういった考えの下に実施していきたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、最後の質問でございます。議案第五十一号「青森県道路公社が行う有料の県道の新設に係る変更について同意するの件」、みちのく有料道路における大型車通行料金割引社会実験について伺います。

このたびの社会実験の概要と見込まれる効果についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 今回の社会実験は、当該道路を利用する大型車の通行料金割引を試行的に実施し、自動車運送事業における時間外労働規制の見直しに伴う労働時間の短縮や働き方改革につながるものです。

具体的には、大型車がETCを利用して当該道路を通行する場合における割引後の通行料金について、通常料金が千三百二十円の大形Ⅰの区分は八百六十円に、通常料金が三千八十円の大形Ⅱの区分は千五百四十円にする予定としています。

この通行料金割引により、大型車について、並行する国道四号からみちのく有料道路へと転換が進み、大型車交通量は二割程度増加すると見込んでおり、当該道路の利用で走行時間が約二十分短縮できることによつ

て、物流ドライバーの労働時間短縮効果は、一年当たり延べ約一万時間と試算しています。

○副議長（齊藤 爾） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） 社会実験として今回行われるということですが、これが定着して利用台数が増えること、そして、事故を未然に防ぐ、専用道路を利用していただくことで様々な効果につなげていっていただければと思うんですが、一点確認しておきたいと思います。

社会実験ですので、今般のイランでの実質戦争状態になっていることを踏まえた原油の高騰等、今、政府を挙げて様々な取組が進められているところでもあります。今、答弁いただいた割引料金の設定金額が妥当なのかどうか、あるいは社会実験ですから、その金額で始めていきつつも、その後の物価高騰等も含めたエネルギー価格の高騰なども踏まえて必要に応じた見直しがあってもいいのではないかと考えるところですが、現段階における県の考え方をお知らせいただければと思います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） このたびの社会実験でございますが、現時点におきましては、令和八年度末まで継続することとしておりますが、その後どうしていくかということについては、今回の料金設定が妥当かどうかということも含めて、改めて実験の実施効果などを取りまとめて柔軟に判断してまいりたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） ぜひこの社会実験期間中に利用ドライバーの方々、あるいはドライバーを雇用している事業所等へのアンケート調査を通じて利用料金が妥当なのかどうかといったようなことなども把握に努めていただこうお願いしたいと思います。あわせて、みちのく有料道路の区間の通年の安全走行確保に向けた関係者の一層の努力をお願いしたいと思います。

先ほど盛土のところであつと触れましたけれども、土砂崩落とか、こういうことが実際みちのく有料道路の区間でも発生したりもしていますし、また、冬期間の除排雪についても、今でも十分やっているというお話ではありますが、実際走行しますと、やっぱり雪の降り方によってすぐ堆雪してしまうという状況もありますので、安全走行ができる環境の維持に努めていただくようお願いして、質問を終わりたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 四十八番鹿内博議員の発言を許可いたします。
——鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） では、質疑を行います。

議案第五十二号「青森県人事委員会委員の選任の件」であります。提案されている大坂氏が委員として適任であると知事が判断した理由について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

提案しております大坂氏が適任であると判断した理由についてお答えいたします。

地方公務員法第九条の二第二項によりますと、委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから選任されることとなっております。

今回提案しております大坂氏におかれましては、県の審議会の委員、例えば青森県スポーツ振興審議会委員、青森県総合計画審議会委員、青森県環境審議会委員、青森県職業能力開発審議会委員、青森県交通安全母の会連合会会長などを歴任され、また、ボランティア団体の代表、会社役員等、多くの役職を務められているなど、高い識見を有している方であると認識しております。また、専門的かつ中立的な立場で人事行政の公正、妥当性を確保することを任務とする人事委員会の職務を十分に

果たしていただけると判断しておりますので、提案させていただいてるところであります。

以上です。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 理解いたしました。

次に、議案第一号「令和八年度青森県一般会計予算案」について、そのうちの歳出七款三項四目「原子力立地対策費」及び歳出二款七項六目「原子力環境対策費」、原子力・核燃料サイクル政策への対応についてであります。

一点目は、県は、令和八年度の使用済核燃料の搬入に当たり、中間貯蔵事業及びその前提である再処理事業が実施できる環境にあるかどうか確認していますが、搬入を認めると判断したのか、知事の見解を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 令和八年度の使用済燃料の搬入を認めると判断したのかという御質問でございます。

令和八年度の使用済燃料の搬入につきましては、その判断に向けて、現在、国、事業者による原子力・核燃料サイクル政策の実現に向けた取組の状況を確認しているところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 次に移りますが、確認すべき一つは、約束を事業者が守るかどうかということです。東京電力ホールディングス株式会社が昨年十二月十九日に他電力会社からの搬入を検討すると知事並びにむつ市長に報告がありました。このことは、平成十七年五月の県議会全員協議会で当時の東京電力株式会社社長は、他電力会社のものは搬入しないと約束しました。そのことに反します。したがって、知事は、この十二月十九日の東京電力等の検討については撤回を求めるべきと考えますが、知事の見解と対応について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 今般、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社から、二社の原子力発電所の安定的な運転と計画的な廃炉のためにRFSで必要となる貯蔵容量を検討したところ、事業者として四千五百トンまではRFSに搬入できる一方で、五千トンに達しない蓋然性が高いこと、立地当事者としての責任を果たすために、引き続き五千トンの実現を目指す中で、他の電力会社にも声がけし、事業者間連携を行うことも含め、検討を進めたい旨の説明がございました。

これに對しまして、そもそも当初計画の五千トンに達しない蓋然性が高いと判断した理由及び五千トンを達成する必要があるとの考えに至った理由について、我々県としてしっかりと理解できる説明を求めたところであり、まずは、その説明がなければ県として議論の俎上には上がらないと考えております。

また、中間貯蔵された使用済燃料の搬出先である六ヶ所再処理工場について、現在、設工認審査における事業者の説明の状況を注視している中であつて、立地協定で想定されていない話をされたとしても、県としては検討する状況にはないと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 検討する状況にはないということですが、一点確認、お尋ねしたいのは、約束を守るか守らないかということの姿勢、先ほど申し上げましたように、当時の東京電力社長は、むつ市の中間貯蔵施設にはほかの電力会社からのものは入れませんと議員の質問に対して明確に答えたんですね。ですから、今回の申入れというのは、東京電力、それから日本原電以外の使用済核燃料を入れることを検討するということですから、それ自体、約束違反だと思うんです。約束した方が約束を守ろうとしない、そのことについて知事はどう思いますか。そういう経営者、そういう企業を信頼できますか。知事に伺います。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

副知事と環境エネルギー部長が答弁したとおりであります。約束以前の問題であると考えています。

以上です。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 去る二月二十五日開催の県原子力・エネルギー対策県民会議の資料には、今、副知事の御答弁とも重なりますが、五千トンを作成する必要があると考える理由などについて、理解できる説明がなければ議論の俎上に上がらない旨の記述があるが、したがって、事業者の説明を理解できれば、他電力会社からの搬入を認めることもあり得るのか、そういう具合に聞かえる。先ほど副知事の答弁もそうですし、先般の資料もそうなんです。理解できれば他電力会社からの搬入を認めることもあり得るのか、知事に伺います。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 県では、事業者に対して、当初計画の五千トンに達しない蓋然性が高いと判断した理由、それと五千トンを作成する必要があるとの考えに至った理由について、県がしっかりと理解できる説明を求めたところでございます。まずは、その説明がなければ、県として議論の俎上には上がらないと考えている状況でございます。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） その五千トンというのは、東京電力と日本原電以外の電力会社も含めて五千トンということですか。それとも、東京電力と日本原電だけで五千トン、どちらでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 繰り返しになりますが、その五千トンを作成する必要性や五千トンに達しない蓋然性の確認、こういった

ことについて説明を受けているところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） いや、その五千トンが東京電力、日本原電以外でも五千トンでいいんですか。そういう具合に受け止めたんですが、それだと、東京電力、日本原電以外のものを入れるという答弁に聞こえますが、それだと二十年前の約束と全く違いますよということですよ。五千トンは東京電力と日本原電だけで五千トンですよ。もう一度確認します。

○副議長（齊藤 爾） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 去る昨年十二月十九日の二社からの御説明に当たりましては、当日、知事は不在でございましたので、私が知事に代わって対応をさせていただきました。そのときには、先ほど申し上げましたとおり、当初計画の五千トンに達しない蓋然性が高いと判断した理由、それから五千トンを作成する必要があるとの考えに至った理由について、しっかりと我々が理解できる説明をと、そうでなければ県として議論の俎上に上がらないと私からお答えさせていただきました。

その際、もしくは現在において、その二社がどのようなことを考えて、それ以上のことを考えていらつしやるのかということについては、我々は承知いたしております。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 去る二月二十六日の報道を見ますと、知事は、まずはむつ市が主体的に考えることと述べたと報道があります。という記事を見まして、これはむつ市の判断を尊重するという誤解を招きかねないなど。なぜならば、知事は、むつ市長時代の二〇二〇年十二月に電事連、国からの共用化の申入れについては明確に拒否をされたように、私は当時の新聞報道等から受け止めています。

したがって、他電力会社からの搬入は、やはりむつ市長時代と同様に知事として明確に拒否すべきだと思いますが、知事、いかがでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 御質問は、他電力会社からの搬入を拒否すべきとの御質問だと受け止めております。

県としては、現在、検討する状況にはございません。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） むつ市が主体的にどう判断されるか分かりませんが、知事の主体的にむつ市が検討するということは、むつ市の判断に県としては拘束されないんだと。県は県として検討して判断するんだという具合に私は理解するわけですが、したがって、県が判断するための考え方、あるいは手続、手順、これはどういう具合に今考えていますか。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 重ねてのお答えになって恐縮ですが、現在、県は、国に対して五千トンに達しない蓋然性、そして五千トンを作成する必要性についての説明を求めているところでございますので、現時点では検討する状況にはないものと考えております。事業者に対して求めていますので、御質問の点につきましても、現状は考えていないというところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 知事は、むつ市長時代と今も同じ、全く変わりなく東京電力、日本原電以外の電力会社からの搬入は反対だと、そういう具合に私は受け止めているんですが、それでよろしいですか。知事に伺います。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 反対も何も、そもそも何度か繰り返し申し上げていますが、今で言う事業者間連携ですか、共用化と同じような話だと思うんですが、それを検討する状況にないと繰り返し申し上げていますので、検討していないことについて協議だとか何だとかということに

は、私は今の時点ではならないと考えております。

以上です。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 検討していないと。

であれば、もう一つ、次に確認しなければならないのは、先ほど来から五千トンという話があるんですが、今、四千五百トンが中長期計画で示されています。四千五百トンは本当にあるんでしょうか。福島第一原発の事故等で廃炉が進んでいますし、それから再処理工場が仮に動いたとすれば、その再処理工場で年間八百トン再処理していくわけですから、そうすると、今動いているのは、柏崎刈羽原発を東電が予定しているだけであって、したがって、年間八百トン再処理する再処理工場には原発から直接再処理工場に搬入できる。したがって、中間貯蔵施設は必要ない。電気料金が高い中ですから、できるだけそういう経費は省略したほうがいいわけですから、したがって、知事は、五千トンではなくて、四千五百トンが中間貯蔵施設として本当に必要なのかどうか、それはやっぱり確かめるべきだと思うんです。それはいかがですか。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 廃炉が進む中での中間貯蔵施設は必要ないということと、四千五百トンの根拠を求めるべきという二つの御質問があったと思います。

廃炉が決定した発電所の使用済燃料の中間貯蔵につきまして、東京電力ホールディングス株式会社によると、再処理工場の処理能力を考慮しつつ、計画的に廃炉を進めていくためには、廃炉を決定した発電所の使用済燃料の一部についても、再処理までの間、中間貯蔵施設において安全に貯蔵し、管理の柔軟性を確保する必要があるとのことでございます。

そして、四千五百トンの根拠につきましては、重ねて申し上げておりますが、県として事業者に対し、当初計画の五千トンに達しない蓋然性

が高いと判断した理由について説明を求めているところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 全く理解できないですね。

次に重要なことは、仮にむつ市に運び込まれた場合に、これは四十年後、二〇六〇年代、それから二棟目は七十年後、二〇九〇年代初頭に六ヶ所再処理工場に搬出されて再処理されるということになっているわけですが、では、この二〇六〇年代、あるいは二〇九〇年代に両電力会社の原発はありますか。原発計画は私はないと考えているんですね。したがって、原発がなければプルトニウムは使えない。使う必要はないわけですから。プルトニウムを使わなければ再処理する必要はありません。再処理する必要があるれば、仮に六ヶ所再処理工場に運び込んだとしても、六ヶ所再処理工場の貯蔵プールが満杯になる。それはできないので、別にプールを増強するか、あるいはむつ市にそのまま置かれるかということに不安、懸念を持つので、したがって、知事は、二〇九〇年代初頭以降までの原発計画とプルトニウム利用計画を国、事業者に求めるべきだと思うんです。これが示されなければ、搬出される、再処理されるという根拠にはならないんです。確認してください。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） エネルギー資源に乏しい我が国は、一貫して原子力発電及び核燃料サイクルの推進を基本政策としており、これは第七次エネルギー基本計画において示されているところでございます。

また、令和六年十二月開催の核燃料サイクル協議会において、プルサーマルの推進など核燃料サイクルの環の確立に向けた国、事業者の取組方針について確認したところ、経済産業大臣から、プルサーマルについては、電気事業連合会が示している計画も踏まえ、国も事業所と連携し、一層の推進を図っていく旨の発言がありました。また、科学技術政策担当大臣からは、我が国は利用目的のないプルトニウムを持たないとの原

則を堅持しつつ、核燃料サイクルを推進することとしている、今後とも、プルトニウムの適切な管理と利用が図られるとともに、サイクルの環の確立がなされるよう、引き続き着実に取り組んでいく旨の発言がありました。

県といたしましては、国、事業者において、まずは核燃料サイクルの環の確立、そして安定操業、さらには長期利用に向けて着実に取り組んでいただきたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 具体的なことは何もないじゃないですか。電事連のプルサーマル計画は二〇三〇年代、プルサーマル機十二基、年間六・六トンの。しかし、今、プルサーマル原発機は四基しか動いていません。では、二〇三〇年代に仮にあったとしても、むつ中間貯蔵施設は二〇六〇年代、二〇九〇年代、七十年先の話。では、今の東電と日本原電に二〇六〇年代と二〇九〇年代に動いている原発計画はありますか。二〇六〇年代、二〇九〇年代に東京電力と日本原電の原発計画ありますか。答えてください。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 議員御指摘のようなことについて、国、事業者において、まずは核燃料サイクルの環の確立、そして安定操業、さらには長期利用に向けて着実に取り組んでいただきたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） それは無責任と言うんですよ。県民に対して無責任ですよ。我々が直接国や事業所とやり取りはできない。県民もそうです。知事と副知事も含めて、環境エネルギー部長も含めて、直接事業者、国とやり取りする。その際に、今、私が申し上げた二〇六〇年代、二〇九〇年代の計画、あるいはプルトニウム利用計画を求めるべきでしょう。いつも国の方針だから、あるいは一昨年、核燃料サイクル協議会

で言われたから、第七次エネルギー基本計画で書いてあるから、それだけの答弁では納得できない、理解できない。というのは、今まで国は、そういうエネルギー基本計画であつたり、あるいは国の説明というのは、幾らでも達成できない、実現できないことはたくさんありますよ。だから、県として、一つ一つ確認すべきだと申し上げているんです。

次に移りますが、再処理工場に關してです。

再処理工場に係る安全協定の締結は竣工前ですか、それとも竣工後になりますか。その時期及び協定案を事業者に提示する時期、協定案に対する県議会と県民への意見聴取の時期及びその方法について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 六ヶ所再処理工場につきましては、現在、設工認の審査中であり、安全協定締結に係る時期等について言及できる段階にはありませんが、今後、事業の進展に伴い、適切に対応していきます。

なお、六ヶ所再処理工場の操業に向けた安全協定の締結については、同工場に係るこれまでの経緯を踏まえると、施設の竣工後になるものと考えております。また、安全協定締結に係る県議会や県民からの意見聴取といった一連の手続につきましては、これまでの例も参考に検討していくこととなります。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） これまでの日本原燃株式会社の竣工までの、あるいは竣工前後の計画では、処理能力に係る確認を含むガラス溶融炉の検査を終えた後に竣工としていました。これは昨年十二月に処理能力に係る確認を、竣工前ではなくて、竣工後に実施するというのは安全性軽視だと思います。やはり前のように、知事は、ガラス溶融炉検査を竣工前に行うよう、国、事業者を求めるべきだと思いますが、知事の見解と対応を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） ガラス溶融炉の安全性に關しましては、使用前事業者検査等を通じて、竣工前までに確認されることとなっております。

一方、二〇一三年の法令改正により、処理能力の確認が規制要求から削除されたことから、その確認時期については、現在、日本原燃株式会社が原子力規制庁と調整中であり、県としては、国及び事業者の対応状況を注視してまいります。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 調整中であれば、やはり県としては竣工前に行うよう求めるべきだと強く要望します。

次に、昨年の十二月八日に発生した本県東方沖地震による気象庁の発表では、八戸市南郷は震度六強、最大加速度八百二十ガルとなっています。六ヶ所再処理工場の基準地震動は七百ガルでありますから、完全に七百ガルを上回っている状況が発生しています。したがって、知事は、この七百ガルを見直すよう、国と事業者に求めるべきと思いますが、知事の見解と対応を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 震度観測機器につきましては、一般的に岩盤よりも揺れやすい表層の地盤の上にある低層の建物の中などに設置されており、議員から御指摘のあった八戸市南郷の八百二十ガルもそのような条件で観測されたものと認識しております。

一方で、基準地震動に關しましては、頑強な岩盤である解放基盤表面における地震動として算定されており、六ヶ所再処理工場の基準地震動については、二〇一一年東北地方太平洋沖地震を踏まえた地震や出戸西方断層による地震等を考慮して七百ガルとされています。これは、原子力規制委員会による新規制基準に係る適合性審査において妥当である旨評価され、許可を受けているものでございます。

さらには、再処理工場の立地地点である六ヶ所村尾駁地区と八戸市南

郷地区とでは地盤等の状況が異なることから、データを単純に比較、また、引用することは適当ではないものと認識しております。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 到底受け入れられる答弁ではありません。

次に移ります。高レベル放射性廃棄物の問題でありますが、六ヶ所村で一時貯蔵されているガラス固化体の搬出期限、二〇四五年四月二十五日まで残り約十九年となりましたが、この約束を国、事業者に遵守させるために、令和八年度における知事の対応について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 青森県に搬入されたガラス固化体の搬出期限の遵守につきましては、これまでも核燃料サイクル協議会をはじめ、様々な場面で繰り返し確認してきたところでございます。

他方、昨年七月の全国知事会議においては、知事から、最終処分場の選定について、立地地域だけの課題ではなく、自らの課題として捉えるよう発言しております。

こうした取組が、本年一月の赤澤経済産業大臣から各都道府県知事に対する高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する電力消費地も含めた調査地域の拡大に向けた一層の協力依頼のレターの送付や、去る三月三日の同大臣から東京都小笠原村渋谷村長に対する南鳥島での文献調査実施の申入れなどの動きにつながったものと考えております。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関する申入れが国から行われ、国が前面に立った姿勢が見られました。今後、最終処分場の立地に向けた議論が大いに加速することに期待しているところでございます。県としては、令和八年度も、引き続き、県民の安全・安心を守る立場から適切に対応してまいります。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 今の時点で二〇四五年四月二十五日までは最終処分場に搬出できると知事はお見込みですか。二〇四五年四月二十

五日までには最終処分場に搬出できるんだという見通しでございますか。確認します。お答えください。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 令和六年十二月に開催されました核燃料サイクル協議会におきまして、最終処分の実現と高レベル放射性廃棄物の搬出期限遵守について確認したところ、内閣官房長官からは、国が前面に立ち、かつ、政府の責任で最終処分の実現に向けた取組を加速させていく、事業者が貯蔵期限の約束を遵守するよう、国として指導していく旨の発言があり、また、電気事業連合会会長からは、搬出期限遵守のための取組を検討し、搬出期限を遵守する旨の発言がございました。県としては、このように考えております。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 二〇四五年四月二十五日までに最終処分場はできますかと聞いている。そのことに一切答えないじゃないですか。最終処分場は二〇四五年四月二十五日までに間に合うと知事は思っているんですか。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 県といたしましては、国、事業者において責任を持つて取り組んでいただきたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 二〇四五年に間に合うか間に合わないかを聞いているんです。今の環境エネルギー部長は問合せて答えていないじゃないですか。知事、どうですか。二〇四五年四月二十五日までに最終処分場は間に合うんですか。知事、答えてください。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 国と事業者にしっかり対応していただいて、間に合わせていただきますように。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 国と事業者間に合わせていただきましょう。では、間に合わせていただきましょう。間に合わせていただくためには、今、最終処分法に基づく最終処分計画で示されている文献調査約二年、概要調査約四年、精密調査約十四年、建設工事約十年の工程があります。知事は、この工程のどこを短縮したら、あと十九年で間に合うと考えていますか。そのことを国と事業者にいつお伝えいただけますか。二つお答えください。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 令和六年十二月の核燃料サイクル協議会におきまして、内閣官房長官からは、国が前面に立ち、かつ、政府の責任で最終処分の実現に向けた取組を加速させていく、事業者が貯蔵期限の約束を遵守するように、国として指導していく旨の発言がありました。

重ねてになりますが、県としては、国、事業者において責任を持って取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） だから、残り十九年でどの工程をどう短縮したら間に合うんですか。知事は、そういう見通し、見込みがあるから国と事業者と一緒にやりましようと言っているわけですからね。

では、知事が考えるその短縮工程をここで披露してください。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 県といたしましては、国、事業者において責任を持って取り組んでいただきたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 事業者とはどなたですか。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 電事連、そして、それに関わっている各電気事業者でございます。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 最終処分場は電事連だけではできないんですよ。市町村長が、知事が了解しなければできない。そういう手続、手順があるんです。だから、十九年でできるかどうかということを何度も聞いている。もしできないとすれば、処分場以外の搬出を検討しなきゃならぬんです。だから、私はできないと見ているんです。したがって、処分場以外の搬出の検討を国と事業者にすべきだと。知事、いかがですか。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 鹿内議員が独特な、独自の理論に基づいて、独自の論法でできるできないということを判定していただいているようでありますが、私たちとしては、国が、あるいは事業者が残りの十九年数か月の中で対応すると言っていることについて、どこの工程をどういうふうに短縮するのがいいかということをお自身、あるいは県の立場で何か申し上げるということではなくて、そうした約束が国と事業者である以上、そこはしっかりと、どの工程をどういうふうに短縮するのかということはさておき、その期限について守っていただきたいということをお私たちとして繰り返し申し上げているということですので、その点については御理解いただきたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 別な角度から質問しますが、衆議院議員山崎誠氏の質問主意書に対して、昨年十二月十六日付、国の政府答弁書に、国が目指す最終処分場開始時期は、平成二十年策定の最終処分計画で示した平成四十年代後半を目途としている。残り十年です。これが政府が国民に約束した最終処分場開始時期です。閣議決定したものです。残り十年では全く不可能と考えますが、これに対する知事の見解と国の見解を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 国によりますと、原子力発電所か

ら発生する使用済燃料を再処理する際に生じる高レベル放射性廃棄物の最終処分は、将来世代に先送りできない国家的課題である、足元では、北海道寿都町、神恵内村、佐賀県玄海町の三町村において文献調査プロセスを実施しており、地域の皆様に御理解いただくべく、丁寧に取組を進めていく、その上で、広く全国で調査地域を拡大していくべく、本年一月には処分地の選定に向けた調査について、地域任せにせず、国の責任で地域に御協力をお願いしていく旨、赤澤経済産業大臣名で全国の都道府県知事に対し、レターを発送した、また、こうした考え方の下、先般、東京都小笠原村南鳥島での文献調査の実施について申入れを行ったところであり、小笠原村の皆様の御理解、御協力をいただけるよう、国として説明を尽くしていきたい、引き続き、可能な限り早期の最終処分の実現に向け、国が前面に立つて取り組んでいくとことをごさいます。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関する申入れが国から行われ、国が前面に立った姿勢が見られました。今後、最終処分場の立地に向けた議論が大いに加速することに期待しているところでございます。県としては、国、事業者において責任を持って取り組んでいただきたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 国が国民に約束したのは残り十年です。これは可能かどうかをまず聞いているんです。国が閣議決定した計画が可能か不可能かということは、国が国民に説明する責任があります。当然県としても一時貯蔵になっているわけですから、これを確認する、県民に対する県としての責任があります。したがって、残り十年では可能か不可能か、そのことについての確認を国にしたのかしないのか、国は何と言っているのか、もう一度知事にお尋ねします。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

国が国民に対してした説明ですから、国がその説明責任を果たすべきだと私自身は考えておりますし、先ほどのやり取りの中で、もちろん執行部、知事も含めて、私たちが国に様々な場面で確認することというのはありますし、それが私自身も第一義だろうと、行政同士というのは、これはあると思います。ただ、質問の中で、議員は何もできないというような発言を鹿内議員はされておりましたが、議員として特別委員会や、場合によっては国や事業者を招聘して様々なことは確認できるということは、私自身は指摘させていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（齊藤 爾） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 最終処分場がいつできるのか、そのことを政府が国民と約束したのは閣議決定による最終処分計画です。いつできるかということが現時点ではおよそ十年後ということ、これはほぼ不可能です。そういう計画で最終処分地を選定しようとして説明しようとしたところで、その地域からスケジュールはどうなっていますか、いつ最終処分場が操業できるんですかということを問われたときに答えようがないじゃないですか。そうなってくると処分場はどこも進みません。したがって、処分場がいつできるか分からなければ、青森で一時貯蔵されているものが、その処分場に運ぶ可能性が強いのか、それとも処分場以外がいいのかという判断も県としてはしなきゃならないわけです。

したがって、いつ最終処分場ができるかという、その公的に明確なもの、これは、現時点では最終処分法に基づく最終処分計画でスケジュールをはっきりさせるということです。それを知事はやはり国に求めるべきだと思います。そういうゴールをはっきり明確になれば、処分場以外の検討が必要であるのか必要でないのかの議論も速やかにできます。時間がある問題です。したがって、もう一度知事にお尋ねいたします。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 繰り返しお伝えしているつもりではあるんです

が、既にゴールは明確になっているわけです。これは十九年と二か月ということになるかと思いますが、そういった期間の中で国が責任を持つて、自ら述べた期限ということについて、事業者と共に責任を果たしていくということが求められていると考えております。

以上です。

○副議長（齊藤 爾） 十五分間休憩いたします。

午後二時四十六分休憩

午後三時再開

○議長（工藤慎康） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

二十五番鶴賀谷貴議員の発言を許可いたします。——鶴賀谷議員。

○二十五番（鶴賀谷 貴） 初めに、議案第二十三号「青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例案」、条例改正の内容等について質問します。

青森県環境影響評価条例は、大規模な開発事業の実施に当たり、あらかじめ環境への影響を調査、予測、評価し、その結果を公表するとともに、住民意見を反映させることにより、環境の保全を図ることを目的として制定されていますが、環境影響評価に係る書類の公開期限を三十年とした理由について伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 今般の環境影響評価法の改正では、後続事業者による効果的な環境影響評価の実施や、事業の透明性の向上による地域の理解醸成に資するため、環境大臣が事業者の同意を得た上で、環境影響評価に係る書類等を三十年間公開できることとされました。

公開期間を三十年としたのは、国によりますと、後続事業者が近接した地域での先行事業の環境影響評価の結果を参照しようとする場合、三

十年程度遡らなければいけない場合があること、また、風力発電事業につきましては、評価手続の開始から設備供用終了までの期間がおおむね三十年程度であることを踏まえたものとのことでございます。

これを受けまして、本条例対象事業に係る公開期間についても、同様に三十年としたところでございます。

○議長（工藤慎康） 鶴賀谷議員。

○二十五番（鶴賀谷 貴） 海洋環境に関する事業を実施する際には周辺の海洋環境への影響を事前に把握するための調査が必要となります。その際に作成されるのが海洋環境等調査方法書です。海洋環境等調査方法書は、作成後、方法書の公告、縦覧、地域住民や自治体からの意見提出など、調査計画の妥当性を確認しますが、環境大臣が作成する海洋環境等調査方法書にどのように知事意見を述べることになるのか伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 県では、青森県環境影響評価審査会からの意見を聴いた上で、環境保全の見地から必要な海洋環境等調査の手法等について知事意見を取りまとめ、環境大臣に提出することとなります。

○議長（工藤慎康） 鶴賀谷議員。

○二十五番（鶴賀谷 貴） 青森県環境影響評価条例は、開発と環境保全の調和を図り、将来世代に良好な環境を引き継ぐための重要な制度ですので、運営に対して毅然とした対応を要望いたします。

次に、議案第二十九号「青森県港湾管理条例の一部を改正する条例案」、条例改正の内容等について質問します。

青森県港湾管理条例は、港湾法に基づき、県が管理する港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、必要な事項を定めていますが、改正の経緯について伺います。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 青森県港湾管理条例では、港湾施設用地のうち、臨港道路に水道管、ガス管などを設置する場合の使用料について、青森県道路法施行条例に規定する道路占用料に準じて定めています。

今般、地価の上昇などにより国が管理する道路の占用料が改定されたことを踏まえ、青森県道路法施行条例を改正し、県が管理する道路の占用料の改定を行うことから、これに準じて港湾施設用地の使用料についても同様に改定するものでございます。

○議長（工藤慎康） 鶴賀谷議員。

○二十五番（鶴賀谷 貴） 港湾施設の使用に当たって、施設の種類、使用面積、使用期間、使用目的などに応じて条例で定める使用料を徴収することとしていますが、今回の改正の内容と効果について伺います。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 改正の内容としましては、港湾施設用地のうち、臨港道路に水道管、ガス管などを設置する場合の使用料について、設置する管の外径の区分に応じて、一七％から二五％程度引き上げるものとなっています。

この改正により、港湾施設用地の使用料収入については、今年度と比較して約百十二万円の歳入増となる約六百九十三万円を見込んでいます。

○議長（工藤慎康） 鶴賀谷議員。

○二十五番（鶴賀谷 貴） 青森県港湾管理条例は、県管理の港湾の物流機能の維持強化、地域産業の振興、観光振興、災害時の防災拠点機能の確保など、秩序ある利用を図ることを目的としています。施行日が公布日の翌日から起算して三十日を経過した日である理由について伺います。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 港湾法の規定により、港湾管理者が施設

などの利用に対し、料金を徴収する場合は、施行の日の少なくとも三十日前までに公表しなければならないこととされており、このことから、一部改正条例の施行日を公布の日の翌日から起算して三十日を経過した日としているものでございます。

○議長（工藤慎康） 鶴賀谷議員。

○二十五番（鶴賀谷 貴） 次に、議案第三十一号「青森県県営住宅条例の一部を改正する条例案」、県営住宅戸山団地の一部廃止等について質問します。

青森県県営住宅条例は、住宅に困窮する低所得者に対して、健康的で文化的な生活を営むに足りる住宅を低廉な家賃で提供することを目的としていますが、県営住宅戸山団地の一部を廃止することとした理由について伺います。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 県営住宅戸山団地は全三十二棟で構成されておりまして、このうち、昭和五十六年度からの二年間で建設された十三棟につきましては、建設から四十年以上が経過し、老朽化が進むとともに、入居率が低く、入居希望者も少ない状況や将来の住宅需要を踏まえまして、青森県県営住宅等長寿命化計画に沿って準備を進めてまいりまして、今年度末をもって廃止することとしたものでございます。

○議長（工藤慎康） 鶴賀谷議員。

○二十五番（鶴賀谷 貴） それでは、廃止後、土地と建物はどうなるのか伺います。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 土地と建物につきましては、県としての利活用の意向がなく、また、国や青森市からも利活用の希望がなかったことから、民間への売却を進めることとなっています。

廃止予定の建物には現在入居者がいらっしやらないことから、防犯及び安全対策として、出入口へのバリケードの設置、建物出入口の封鎖な

どの措置を既に講じているところでございます。

○議長（工藤慎康） 鶴賀谷議員。

○二十五番（鶴賀谷 貴） 条例において、適正な維持修繕、長寿命化計画の策定、安全管理、防災対応、個人情報保護などの責務を明確にしていますが、今後、県営住宅の整備及び維持管理に係る基本的な考え方について伺います。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 公的賃貸住宅である県営住宅は、住宅セーフティネットにおいて基本的な役割を担うものであり、県といたしましては、高齢者や障がい者といった住宅確保要配慮者数や世帯数などの将来にわたる動向を考慮して、適正な量と質の住宅を確保することといたします。

このため、長寿命化計画に基づき、老朽化が進行している県営住宅については、改修事業などを計画的に実施し、長期にわたって有効活用していく一方で、将来的な需要減にも対応するため、段階的な用途廃止を進め、県営住宅を適切に維持管理し、安全・安心な住生活を実現してまいります。

○議長（工藤慎康） 鶴賀谷議員。

○二十五番（鶴賀谷 貴） 次に、議案第三十六号「青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例案」、条例廃止の理由等について質問します。

本条例は、信託法及び公益信託に関する関係法令に基づき、青森県知事の所管する公益信託について、受託の引受けに係る許可や、その後の適正な運営の確保、知事による監督に関して必要な事項を定めているのですが、公益信託に関する法律の改正内容について伺います。

○議長（工藤慎康） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 公益信託は、契約または遺言により委託者から受託者に託された財産を用いて、受託者が委託者の思いに

沿った公益活動を継続的に行う仕組みでございます。

公益信託については、これまで主務官庁制が取られ、各省庁や都道府県の裁量により許可、監督が行われてきましたが、今回の法律改正により、国の公益認定等委員会または都道府県に置かれる合議制の機関の意見に基づき認可を行う行政庁による認可・監督制に改められました。

これに合わせて、公益信託の受託者、信託管理人及び事務規律に関する規定を含めた公益信託の認可基準や、受託者の財産目録の備置き及び閲覧に関する規定といったガバナンスに関する規定が新たに定められています。

○議長（工藤慎康） 鶴賀谷議員。

○二十五番（鶴賀谷 貴） 本条例は、公営信託の健全な育成と適正な運営を確保し、県民の信頼の確保、公益活動の促進、地域社会の発展への寄与を図ることを目的としますが、条例廃止の理由について伺います。

○議長（工藤慎康） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 改正前の法律では、県が公益信託に関する事務及び指導監督に関する事務を行うに当たって必要となる具体の規定が定められておらず、条例で所要の事項を定めておりましたが、今般の法改正により具体の規定が定められたことから、今後は法律に基づき公益信託に関する事務及び指導監督を行うため、条例を廃止するものでございます。

○議長（工藤慎康） 鶴賀谷議員。

○二十五番（鶴賀谷 貴） 公益信託の適正な運営を確保するために、事業報告書及び収支決算書の提出命令、立入検査、改善命令などの監督権限を有していますが、条例廃止により、県では今後どのように既存の公益信託を監督するのか伺います。

○議長（工藤慎康） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 現在、一件存在している既存の公

益信託は、本年四月一日から二年以内に改正された法律に基づく公益信託に移行するための申請を県に行い、認可を受けた場合には、改正された法律に基づき監督を行うこととなります。また、二年間のうちに移行申請が行われない場合には、移行期間終了時点で既存の公益信託は終了することとなります。

なお、移行申請が認可される、または移行申請せずに終了するまでの間における既存の公益信託に対する監督は、本条例案で廃止される条例の規定によることとしております。

○議長（工藤慎康） 鶴賀谷議員。

○二十五番（鶴賀谷 貴） 次に、議案第四十号「工事の請負契約の一部変更の件」、廻堰三期長寿防災第一号工事について質問します。

初めに、本工事の概要について伺います。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 本工事は、鶴田町にある廻堰大溜池の管理橋として整備した鶴の舞橋を改修するものであり、完成から約三十年が経過し、木材の腐食や欠損により安全性の確保が困難となっていることから、劣化した橋脚の補強や、床板、手すりの交換などを行い、施設の長寿命化を図るものです。

工事期間は、令和四年十二月から本年三月までの四か年で、請負代金は六億二千九百四十五万円となっています。

○議長（工藤慎康） 鶴賀谷議員。

○二十五番（鶴賀谷 貴） なぜ今変更しなければならないのか、本工事の変更内容について伺います。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 本工事の主な変更内容は、週休二日確保工事を実施したことによる経費の補正や、橋の取付け部を補強する護岸工事の追加などであり、これらの変更により、請負代金が約五千万円増額となります。

○議長（工藤慎康） 鶴賀谷議員。

○二十五番（鶴賀谷 貴） 本工事は、令和四年八月三十一日に仮契約を結び、令和四年十二月十六日から令和八年三月二十五日の工期で本契約を結んでいます。が、複数年工事における週休二日確保工事の経費補正を今回の変更で行う理由について伺います。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 本工事は、農業農村整備事業における「週休二日確保工事」試行要領に基づき、受注者が工事着手前に週休二日に取り組むか否かを選択できる方式としています。

本工事の受注者は、週休二日確保工事に取り組むことを選択したため、その場合、発注者である県は、休日の取得状況を工事完成時に確認して、工事費の経費補正を行うこととしています。

今般、複数年工事が完成する時期を迎え、工期全体を通して週休二日が確保される見通しとなったことから、経費補正を行うものです。

○議長（工藤慎康） 鶴賀谷議員。

○二十五番（鶴賀谷 貴） 最後の項目、議案第五十号「公立大学法人青森県立保健大学の定款の一部変更の件」について質問します。

定款の一部変更の内容等についてですが、青森県立保健大学の定款では、保健・医療・福祉分野の高度専門職業人の育成、県民の健康と福祉の増進、教育、研究の増進などを定めています。が、定款の一部変更の内容について伺います。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 今回の変更は大きく分けて二点あります。まず一点目は、公告の方法について、これまでの青森県報への登載による方法に加え、インターネットにより行うことも可能とするものです。

二点目は、地方独立行政法人法の改正により、公立大学法人において毎年度策定することとされていた年度計画が廃止されたことを受けて、

役員会の議決事項等から年度計画に関する規定を削除するものでございます。

○議長（工藤慎康） 鶴賀谷議員。

○二十五番（鶴賀谷 貴） それでは、定款の一部変更により期待される効果について伺います。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 公告の方法の変更については、インターネットの利用が可能となることで、情報開示の迅速化やアクセスの利便性向上等が期待されます。

また、年度計画の廃止については、法人において、毎年度の計画策定に多大な事務負担が生じている状況を踏まえて行われたものであり、この年度計画の廃止によって、教育の質の向上や地域貢献といった大学が本来果たすべき業務、役割に一層力を入れて取り組めるようになることが期待されます。

○議長（工藤慎康） 鶴賀谷議員。

○二十五番（鶴賀谷 貴） これまで年度計画を作成して評価委員会による業績評価が実施されてきましたが、年度計画の廃止に伴い、保健大学の業務実績に係る評価方法はどのように変わるのか伺います。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 法改正により、年度計画と併せて毎年度実施することとされていた地方独立行政法人評価委員会による年度評価も廃止されました。

これにより、公立大学法人の業務実績の評価は、六年間の中期目標期間において、毎年度の六回から四年目終了時点の中間評価と目標期間終了後の実績評価の二回となります。

なお、法改正では、年度計画の廃止に伴い、法人が策定する中期計画に、県が策定する中期目標を達成するために取るべき措置の実施状況に関する指標を定めることとされ、これらの指標を基に法人自らが進捗を

管理し、毎年度自己点検を行うこととしています。

○議長（工藤慎康） 鶴賀谷議員。

○二十五番（鶴賀谷 貴） 明快なる御答弁をいただき、感謝を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（工藤慎康） これをもって質疑を終わります。

◎ 予算特別委員会設置

○議長（工藤慎康） 予算特別委員会設置の件を議題といたします。

本職から提議があります。

お諮りいたします。令和八年度予算案の審査のため、二十二人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに議案第一号から議案第十七号までを付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第五条第一項の規定により、配付しております予算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

予算特別委員会委員選任名簿

(R8・3・12 選任)

森内之保留	工藤兼光	山田知
伊吹信一	山谷清文	夏堀浩一
安藤晴美	花田栄介	菊池勲
和田寛司	木明和人	大崎光明
古俣洋	鶴賀谷貴	成田陽光
工藤悠平	井本貴之	高畑紀子
小笠原大佑	斉藤孝昭	大平陽子
吉田ゆかり		

○議長（工藤慎康） 次に、予算特別委員会の委員長互選のため、本会議終了後、西棟八階大会議室において委員会を開催されるよう、この席上から口頭をもって招集いたします。

◎ 人事案件委員会付託省略

○議長（工藤慎康） お諮りいたします。議案第五十二号は、人事案件につき委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎ 議案所管委員会付託

○議長（工藤慎康） 議案第十八号から議案第五十一号までは、配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管委員会に付託いたします。

第 3 2 5 回定例会総務政策子ども委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第 2 0 号	青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 2 1 号	青森県行政手続条例の一部を改正する条例案
議案第 2 2 号	青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案
議案第 4 9 号	包括外部監査契約の件

第 3 2 5 回定例会環境厚生委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第 2 3 号	青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例案
議案第 2 4 号	青森県自然環境保全条例の一部を改正する条例案
議案第 2 5 号	青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案
議案第 2 6 号	青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
議案第 2 7 号	青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 4 3 号	権利の放棄の件
議案第 4 4 号	権利の放棄の件
議案第 4 5 号	権利の放棄の件
議案第 4 6 号	権利の放棄の件
議案第 4 7 号	権利の放棄の件
議案第 4 8 号	権利の放棄の件
議案第 5 0 号	公立大学法人青森県立保健大学の定款の一部変更の件

第325回定例会農林水産委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第40号	工事の請負契約の一部変更の件

第325回定例会経済交通観光委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第36号	青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例案

第325回定例会文教公安委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第32号	青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案
議案第33号	青森県立中学校入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例案
議案第34号	青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案
議案第35号	警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第37号	青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例案
議案第42号	工事の請負契約の一部変更の件

第325回定例会建設危機管理委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第18号	青森県宅地造成等工事許可申請手数料等徴収条例案
議案第19号	青森県自助・共助による防災の取組の推進に関する条例案
議案第28号	青森県道路法施行条例の一部を改正する条例案
議案第29号	青森県港湾管理条例の一部を改正する条例案
議案第30号	青森県都市公園条例の一部を改正する条例案
議案第31号	青森県県営住宅条例の一部を改正する条例案
議案第38号	工事の請負契約の件
議案第39号	工事の請負契約の件
議案第41号	工事の請負契約の一部変更の件
議案第51号	青森県道路公社が行う有料の県道の新設に係る変更について同意するの件

◎ 請願上程・所管委員会付託

○議長（工藤慎康） 請願受理番号第一号を議題といたします。
ただいま議題となりました請願一件は、配付しております請願文書表
のとおり、所管委員会に付託いたします。

請願文書表

（第325回定例会）

請 願					
受理 月日	受理 番号	所 属 会 派	件名	提出者	紹介議員
2.27	1	文教公安	ゆきとといた教育を求める請願書	青森市橋本一丁目2-25 青森県教育会館・5階 青森県教職員組合内 子どもと教育の未来を考える青森県 民の会 代表者 成田 保 外2名	鹿内 博 外 3名

2026年2月27日

青森県議会・議長 工藤 慎康 殿

ゆきとどいた教育を求める請願

・提出者

団体名 子どもと教育の未来を考える青森県民の会

(略称・子ども未来あおり)

代表者氏名 成田 保 田村文子 逢坂 拓

・紹介議員

鹿内 博 田端 澤雪
安藤 晴美
吉俣 洋

所在地 青森市橋本一丁目2-25

青森県教育会館・5階

青森県教職員組合内

団体名 子どもと教育の未来を考える青森県民の会

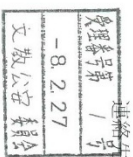
代表者 成田 保

田村 文子

逢坂 拓

電話 017・734・7279

事務局(一戸)携帯 080・2809・2778



ゆきとどいた教育を求める請願書

(請願趣旨)

教員不足が県内小・中学校で140人を超えています。このまま推移すればさらに200人近い不足となることが危惧されます。

「わかるまで、ゆっくり学びたい」これは、全ての子どもたちの願いです。「どの子にも確かな学力をつけたい」これは、全ての教職員の願いです。「子どもたちにお金の心配なく学ばせたい」これは全ての保護者の願いです。この願いのもとに私たちは、30人以下学級の実現や教育費の保護者負担軽減などを求めて、「教育全国署名・県内署名運動」を35年間継続してきました。

世界中に広がった「コロナ禍」の中で、子どもたちの学びや交わりが困難になりました。子どもの家庭の経済状況もきびしさが一層増しています。さらに大学の授業料の増額がすすめられています。

これまで青森県で実施した独自予算による「あおりっ子育みプラン」は県民・保護者に大変喜ばれてきました。「安心子育て青森県」へさらに進んでください。県内各市町村では、児童生徒への教材費支給、給食費の全額・一部補助、医療費の補助など、創意工夫を凝らして保護者負担の軽減に取り組む自治体が増えています。

全国では、30人以下学級への接近と教育費の保護者負担軽減は大きな流れとなつてきています。少人数学級によって児童生徒の欠席率や不登校が減少するなどの教育効果が現れています。

青森県において、経済的な困難や発達課題を抱えている子どもたちなど、すべての子どもたちがゆきとどいた教育を享受できるよう「署名」を添え、以下の通り請願いたします。

(請願事項)

1. 教員不足を解消し、全ての学校に定数どおりに教職員を配置して、「未配置」をなくしてください。
2. 小・中・高等学校の教育を充実させてください。
 - (1) 義務教育費の国庫負担を1/3から1/2にするよう国に要請してください。
 - (2) 少人数学級実現のために、教職員の配置基準を改善するように国に働きかけてください。

- (3) 保護者の教育費負担を軽減する措置を講じてください。
- (4) 県独自の少人数を小学校中学校全学年に拡充してください。
- (5) 小学校複式学級の編制基準を14人（現行16人）に引き下げよう、国に働きかけてください。
- (6) 特別支援学級の編制基準6人（現行8人）に引き下げよう、国に働きかけてください。
- (7) 学校給食を全額国負担とするように国に求めてください。
- (8) 高校生の教育をうける権利が築められないようにするために、地域の高校を存続してください。
- (9) 特別支援学校の卒業生の生活保障と就職保障をしてください。
- (10) 高等学校の学校納入の負担軽減をしてください。
- (11) 給付型の奨学金制度を拡充しよう関係機関に働きかけてください。

2026年2月27日

所在地 030・0823

青森市橋本一丁目2-25 青森県教育会館 5階 青森県教職員組合

団体名 子どもと教育の未来を考える青森県民の会（略・子ども未来あおも）

代表者 成田 保

田村 文子

逢坂 拓

青森県議会・議長 工藤 慎康 殿

◎ 議 案 上 程

○議長（工藤慎康） 発議案が提出されましたので、配付しております。
発議第二号から発議第七号までを一括議題といたします。

日米一体の大軍拡” ミサイル列島 “づくりの中止を求める意見書（案）

青森県議会会議規則第15条第1項の規定により提出する。

令和8年3月12日

青森県議会議長 工 藤 信 康 殿

提 出 者（別 紙）

青森県議会議員

安 藤 晴 美 古 俣 洋 田 端 深 雪 鹿 内 博

日米一体の大軍拡”ミサイル列島”づくりの中止を求める意見書

自民党政治が安保法制＝戦争法を強行（2015年9月）し、それまで憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使を可能にしてから10年。さらに安保3文書を策定（22年12月）し、これも違憲としてきた「敵基地攻撃」能力の保有に足を踏み出してから3年が経過しました。日本を「平和国家」から「戦争できる国」に、そして「戦争する国」へと大変貌させる道を突き進んできたと言えます。

そんな中で、昨年11月7日の衆院予算委員会で高市首相の口から“台湾有事は存立危機事態”発言があり、安保法制で導入された「存立危機事態」と政府が認定すれば、日本自身が攻撃されていなくとも、集団的自衛権の行使により自衛隊が中国を攻撃できるとの表明であり、東アジア地域の軍事的緊張を高めてしまいました。

防衛省は昨年8月末、「敵基地攻撃」能力である長射程ミサイルの当面の配備場所を発表しました。日本全域を外国の領土を攻撃するための拠点にするもので、“ミサイル列島”づくりと呼ぶしかない重大な局面を迎えています。まさしく「平和国家」「専守防衛」を掲げてきた日本で実際に進んでいる実態です。それでもまだ足りないとして「敵基地攻撃」態勢をどこまでも強化していくとの宣言が、自民・維新の連立合意文書であり、安保3文書の改訂です。

高市政権は25年度補正予算で、関連経費を含む軍事費を1.1兆円も積み増し、国内総生産（GDP）比2%達成の2年前倒しを強行しましたが、第2次トランプ政権の強力な圧力の下、さらに安保3文書改定でGDP比3.5%にまで増やそうとしています。

軍事費GDP比3.5%となれば、約2.1兆円という途方もない額となります。それは、医療、介護、生活保護の国の予算の合計、約1.8兆円を軽く超える規模となります。

安保3文書策定直後、2022年12月18日付「東京新聞」で東大教授の石田淳氏は「敵基地攻撃能力を保有しても、日本の安全は高まらないと考える。攻撃を受けた時に限って武力行使をするとした専守防衛という長年の信頼が低下し、他国の不安を極き立てる。周辺国との緊張が激化して、さらに軍備競争が加速する「安全保障のジレンマ」から抜け出せなくなるからだ」「敵基地攻撃能力を保有すれば、軍拡競争は加速し相互不信が高まり、誤認による偶発戦争も起きうる。それが怖い」と述べています。いまそうした状況が進行していると言えます。

軍事による「抑止」は、必然的に「軍事対軍事」「恐怖対恐怖」の果てしないエスカレーションをもたらすことになります。よってこの流れを断ち切り、憲法9条を活かした外交努力でアジアの平和を築く道を選択することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月12日

青 森 県 議 会

原発回帰ではなく原発ゼロと再生可能エネルギーへの転換を求める意見書（案）

青森県議会会議規則第15条第1項の規定により提出する。

令和8年3月12日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

提 出 者（別 紙）

**原発回帰ではなく原発ゼロと再生可能エネルギーへの転換を
求める意見書**

政府は、東京電力福島第一原発事故の反省から「原発依存度を低減する」「新増設は考えていない」との方針を堅持してきました。ところが、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した世界的なエネルギー危機や、デジタル化に伴うデータセンターの増設を口実に、原発再稼働の加速、老朽原発の運転期間延長、原発の新増設などを盛り込んだ「GX 脱炭素電源法」の成立を強行しました。更に政府は第7次エネルギー基本計画から、これまで一貫して盛り込んできた「原発の依存度の低減」を外し、「原発の最大限活用」を明記し、名実ともに原発推進政策への転換を進めています。

原発を動かすと発生する使用済み核燃料を再処理して再び原発の燃料にする核燃料サイクル政策は、六ヶ所核燃料再処理工場の本格稼働が27回も延期されるなど頓挫され、使用済み核燃料はたまり続けています。又、再処理された後に発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分地は全くめぐっていません。

また、地震大国日本でひとたび原発事故を起こせば、とりかえしのつかない被害が生じることば、原発事故から15年たった今なお故郷に居れない多くの人々が存在するなど、福島の実情から見ても明らかです。原発事故の責任を認めようという政府に、原発の運転期間延長・再稼働・新増設を語る資格はありません。

そして、建設コストの上昇と、新規制基準の下での対策費・維持費が大きくふくらんでいる今、原発は「安いエネルギー」とは言えず、再生可能エネルギー普及の最大の障壁です。決してクリーンでも安全でもなく、低コストでもないことは明白です。以上の趣旨から以下について要請いたします。

記

- 1 原発推進政策を撤回し、再エネ・省エネ中心のエネルギー政策に転換すること。
- 2 原発の稼働を停止し、原発の再稼働・新増設は認めないこと。
- 3 原発依存から脱却し、原発ゼロに向けた法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月12日

青森県議会

発 議 第 4 号

米国とイスラエルによるイランへの武力攻撃に抗議し、即時停戦を求める意見書(案)

青森県議会会議規則第15条第1項の規定により提出する。

令和8年3月12日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

提 出 者 (別 紙)

青森県議会議員

田名部 定 男	今 博	高 畑 紀 子	夏 堀 嘉一郎
小笠原 大 佑	安 藤 晴 美	吉 俣 洋	田 端 深 雪
伊 吹 信 一	夏 坂 修	鹿 内 博	鶴賀谷 貴

米国とイスラエルによるイランへの武力攻撃に抗議し、
即時停戦を求める意見書(案)

米国とイスラエルは2月28日、イランに対して大規模な武力攻撃を行った。子どもを含む多数の民間人が死傷している。イスラエル自身が認めているように、これは先制攻撃にほかならない。主権国家に対する先制攻撃も、国家体制の転覆を図る行為も、明白な国際法違反である。武力行使の禁止や主権平等の原則を明記した国連憲章を踏みにじる暴挙である。

イランの核開発が許されないことは明らかであるが、今回の武力攻撃は、国際原子力機関（IAEA）の査察の全面受け入れにイランが同意し、協議が建設的に進んでいると発信した直後に行われた。これは、イランの核開発問題の解決に向けた外交努力の道を武力によって閉ざすものである。

今回の先制攻撃はイランによる報復攻撃を招き、ホルムズ海峡封鎖という事態にまで至っている。現在の事態の原因が国際法違反の先制攻撃に踏み出した米国とイスラエルにあることは明らかであるが、イランが報復攻撃と称して他国を攻撃することも看過できない。在イラン邦人の救出に力をつくすことが求められている。

日本政府は「力による現状変更は許されない」という立場を堅持してきたはずであり、国連憲章と国際法の立場を日本が投げ捨てれば、国際社会における日本の外交的足場を失いかねない。

このまま武力攻撃が続けば、中東と世界の平和に深刻な打撃をもたらすことは必至であり、エネルギー価格高騰による我が国の経済への打撃も絶対に避けなければならない。日本政府は国連憲章に基づく平和の国際秩序を守る立場に立ち、米国とイスラエルの武力行使に抗議し、武力攻撃の即時中止と交渉解決を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月12日

青 森 県 議 会

災害対策の充実強化についての意見書(案)

青森県議会会議規則第15条第1項の規定により提出する。

令和8年3月12日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

提 出 者 (別 紙)

田名部 定 男	今 博	高 畑 紀 子	夏 堀 嘉一郎
小笠原 大 佑	安 藤 晴 美	吉 俣 洋 田 端 深 雪	
伊 吹 信 一	夏 坂 修 鹿 内 博	鶴賀谷 貴	

災害対策の充実強化についての意見書（案）

我が国は、地震、台風、火山噴火、豪雨、大雪など多様な自然災害が発生しやすい環境にある。令和６年には能登半島地震及び能登半島大雨災害が複合災害となり、甚大な被害が生じ、現在も復旧・復興が続いている。近年、気候変動の影響とも考えられる災害が頻発しており、今後も増加することを前提として、災害対策を一層推進することが重要である。また、本県においては、令和７年１２月８日、青森県東方沖を震源とする大規模地震が発生し、八戸市で最大震度６強を観測したほか、津波警報・注意報も発表され、広域で警戒対応を要する事態となった。被害確認の結果、八戸市のほか、むつ市等県内各地で公共・民間施設の被害や交通への影響が確認されている。

加えて、本県は豪雪地帯であり、令和８年１月下旬以降の大雪では、県が豪雪対策本部を設置し、災害救助法が計２１市町村に適用され、自衛隊災害派遣要請も行われた。人的被害も多数に上り、住家・非住家の被害、停電、鉄道の断続運休等、県民生活と地域経済に甚大な影響が生じている。寒冷地において冬季に地震等が発生した場合には、避難所の断熱・暖房なども防寒対策が生命に直結する課題となる。寒冷地・豪雪地帯である本県では、冬季の複合災害も見据えた対策強化が求められる。

こうした中、南海トラフ地震、首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震の発生が懸念されるほか、集中豪雨に伴う大規模な浸水被害や土砂災害、大規模火山噴火の可能性も否定できない。さらに、季節性的大雪災害への対策も手抜かりがあるのではない。

これらの自然災害に対応するため、インフラの老朽化対策や耐震化等のハード対策はもとより、監視・観測体制の強化、避難所の確保・充実、要配慮者の避難支援、災害対応人材の確保など、ソフト対策を含む災害対策の充実強化が喫緊の課題となっている。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、災害から国民の生命と財産を守るべく、災害対策の充実強化を図るため、下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 気候変動を踏まえた複合災害への対応を強化するため、国の危機管理・防災に関する司令塔機能を強化するとともに、国と地方の役割分担を明確にし、自治体が地域の実情に応じて迅速に対応できる体制を整備すること。
- 2 国と地方の連携を一層強化し、自治体の災害対応力を高めるため、必要な財政措置の拡充を図ること。あわせて、被災者生活再建支援制度の拡充、ボランティア活動への支援強化、災害関連税制の拡充等を推進すること。
- 3 大規模地震・津波・火山災害等に関する防災・減災対策の具体化・推進を行うとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成と実効性確保を全国的に速やかに進めること。
- 4 盛土等の安全確保対策を推進するとともに、豪雪対策特別措置法等を活用し、豪雪から国民生活を守るための財政措置・技術支援を充実させること。あわせて、寒

冷地の冬季災害に備え、避難所の断熱・暖房等の防寒対策の強化を図ること。原案
推進政策を撤回し、再エネ・省エネ中心のエネルギー政策に転換すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月12日

青 森 県 議 会

発 議 第 6 号

いじめ対策の強化を求める意見書（案）

青森県議会会議規則第15条第1項の規定により提出する。

令和8年3月12日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

提 出 者（別 紙）

田名部 定 男	今 博	高 畑 紀 子	夏 堀 嘉一郎
小笠原 大 佑	伊 吹 信 一	夏 坂 修 鹿 内	博
鶴賀谷 貴			

いじめ対策の強化を求める意見書

令和6年度の文部科学省調査において、全国の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は769,022件、重大事態は1,404件となり、いずれも過去最多となった。いじめは表面化しているもの以外にも未だ認知されていないものがある可能性があり、被害児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし得る重大な人権侵害である。

本県においても、青森県教育委員会の公表資料では、令和6年度のいじめ認知件数は小学校4,297件、中学校1,472件、高等学校157件となっており、いじめ問題への継続的・組織的対応が求められている。

また、被害者や保護者の訴えにもかかわらず、学校側がいじめの状況を十分に把握しようとしなかった事案や、ICT端末やSNSを介した、いわゆる「ネットいじめ」など、いじめの態様は多様化している。

「いじめ防止対策推進法」及び同法に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」は、いじめ防止等の対策のための組織の設置や「学校いじめ防止基本方針」の策定等を求めているが、現場の体制整備と運用の徹底、重大事態への適切な対応、関係機関との連携の実効性確保が不可欠である。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、子どもたちが安全に安心して学び生活できる環境整備のため、下記事項について早急に推進するよう強く要望する。

記

- 1 いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、学校いじめ対策組織の機能強化、学校いじめ防止基本方針の実効性確保、教育委員会の責任と役割の明確化を含む体制整備を全国的に徹底すること。
- 2 重大事態について、文部科学省のガイドラインに基づく適切な調査・対応が確実に行われるよう、支援体制の強化、第三者性・専門性の確保、再発防止の徹底を図ること。
- 3 学校、教育委員会、児童相談所、警察、人権擁護機関等の連携を日常的に強化するとともに、教職員定数の改善、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、ICT支援員等の人員確保に向けた予算措置を拡充すること。
- 4 ICTリテラシー教育の充実とともに、SNS等を介したネットいじめの防止・早期把握・対応のための実効的方策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月12日

地域公共交通の維持・確保に向けた環境整備を求める意見書（案）

青森県議会会議規則第15条第1項の規定により提出する。

令和8年3月12日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

提 出 者（別 紙）

青森県議会議員

田名部 定 男	今 博	高 畑 紀 子	夏 堀 嘉一郎
小笠原 大 佑	安 藤 晴 美	吉 俣 洋	田 端 深 雪
伊 吹 信 一	夏 坂 修	鹿 内 博	鶴賀谷 貴

◎ 発議案提案理由説明

地域公共交通の維持・確保に向けた環境整備を求める意見書

地域公共交通は、通勤・通学、通院、買い物等、住民の日常生活を支える基盤であるとともに、高齢者、障がい者、子ども等、移動に制約のある人々の社会参加を保障する不可欠な社会インフラである。加えて、観光振興、地域経済の維持、災害時の移動手段の確保等、地域公共交通が果たす役割は多岐にわたり、その維持・確保は地域の存続に直結する重要な課題である。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の進行、自家用車依存による輸送需要の減少、燃料価格や車両面価格の高騰等により、地域公共交通を取り巻く経営環境は厳しさを増している。特に運転者等の担い手不足は深刻であり、国土交通省も指摘する通り、全国各地でバス路線の減便・廃止等が相次いでいる。本県においても例外ではなく、慢性的な乗務員不足等を背景とした鉄道路線の休廃止や、路線バスの減便が現実のものとなっている。さらに、冬季は降雪・凍結等により運行負担が増大し、ダイヤの維持や代替輸送の確保が一層困難となる。実際に、令和8年1月下旬以降の大雪では、県内で鉄道の断続的な運休が生じるなど、交通が県民生活に与える影響の大きさが改めて顕在化した。

このような中、地方公共団体においても、不採算路線に対する支援や車両更新への補助、地域の実情に応じた交通サービスの構築等の取組を進めているが、財政基盤が脆弱な地方公共団体にとって大きな負担となっており、地方の努力だけに委ねるには限界がある。地域公共交通は単なる民間サービスではなく、国民の移動を支える公共性の高い社会基盤であり、国が責任を持って制度設計と財政支援を行う必要がある。よって、本議会は、国会及び政府に対し、持続可能な地域公共交通を確保するため、下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地域公共交通の維持・確保を国の重要政策として位置付け、交通事業者に対する支援の拡充とともに、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組に対する財政支援制度を一層充実させること。
- 2 担い手不足を解消するため、運転者等の処遇改善、職場環境の改善、多様な人材の確保・育成に向けた実効性のある支援策を講ずること。
- 3 燃料価格や資機材価格の高騰に対応するため、必要な支援を継続的に行うとともに、地域公共交通に係る補助制度について、補助要件の緩和、補助額の上限の見直し等を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月12日

青 森 県 議 会

○議長（工藤慎康） 発議第二号から発議第四号までについて、提出者の説明を求めます。

三十六番安藤晴美議員の登壇を求めます。――安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 日本共産党の安藤晴美です。発議第二号、発議第三号、発議第四号についての提案理由説明を行います。

発議第二号「日米一体の大軍拡“ミサイル列島”づくりの中止を求める意見書（案）」について。

自民党政治が安保法制、いわゆる戦争法を強行し、それまで憲法上できないうとしてきた集団的自衛権行使を可能にしてから十年、さらに、安保三文書を策定し、同じく違憲としてきた敵基地攻撃能力の保有に足を踏み出してから三年が経過しました。

そのような中、防衛省は、昨年八月末、敵基地攻撃能力である長射程ミサイルの当面の配備場所を発表しました。日本全域を外国の領土を攻撃するための拠点にするもので、ミサイル列島づくりと呼ぶしかない重大な局面を迎えています。さらに、敵基地攻撃態勢をどこまでも強化していくとの宣言が自民、維新の連立合意文書であり、安保三文書の改定です。

軍事による抑止は、必然的に軍事対軍事、恐怖対恐怖の果てしないエスカレーションをもたらすこととなります。この流れを断ち切り、憲法第九条を生かした外交努力でアジアの平和を築く道を選択することが必要と考えます。

発議第三号「原発回帰ではなく原発ゼロと再生可能エネルギーへの転換を求める意見書（案）」について。

政府は、東京電力福島第一原発事故の反省から、原発依存度を低減する、新增設は考えていないとの方針を堅持してきましたが、その方針を

翻し、原発再稼働の加速、老朽原発の運転期間延長、原発の新增設などを盛り込んだGX脱炭素電源法の成立を強行し、さらに政府は、第七次エネルギー基本計画から、これまで一貫して盛り込んできた「原発の依存度の低減」を外し、「原発の最大限活用」を明記し、名実ともに原発推進政策への転換を進めています。

地震大国日本で一たび原発過酷事故が起れば、取り返しのつかない被害が生じることが、原発事故から十五年たった福島を見れば明らかです。ふるさとに戻れない住民は、避難指示区域で五万余、自主的避難区域や死亡者を含めると八万人以上となります。原発事故避難者などの関連死は二千三百人を超えています。福島の放射線被曝線量が通常の二十倍の二十ミリシーベルトまで許容される中、小児甲状腺がん患者が約四百人発症となっていることなど、その影響の大きさを物語っています。

建設コストの上昇と新規制基準の下での対策費、維持費が大きく膨らんでいる今、原発は安いエネルギーとは言えず、再生可能エネルギー普及の最大の障壁です。決してクリーンでも安全でもなく、低コストでもないことは明白です。よって、原発推進政策を撤回し、再生エネ・省エネ中心のエネルギー政策に転換すること、原発の稼働を停止し、原発の再稼働、新增設は認めないこと、原発依存から脱却し、原発ゼロに向けた法整備を行うことを国に求めるべきと考えます。

発議第四号「米国とイスラエルによるイランへの武力攻撃に抗議し、即時停戦を求める意見書（案）」について。

米国とイスラエルは、二月二十八日、イランに対して大規模な武力攻撃を行いました。子供を含む多数の民間人が死傷しています。イスラエル自身が認めているように、これは先制攻撃にほかなりません。主権国家に対する先制攻撃も、国家体制の転覆を図る行為も明白な国際法違反であり、武力行使の禁止や主権平等の原則を明記した国連憲章を踏みにじる暴挙であります。

今回の先制攻撃は、イランによる報復攻撃を招き、ホルムズ海峡封鎖という事態にまで至っています。このまま武力攻撃が続けば中東と世界の平和に深刻な打撃をもたらし、エネルギー価格高騰による我が国の経済への打撃も必至です。日本政府は、国連憲章に基づく平和の国際秩序を守る立場を堅持し、米国とイスラエルの武力行使に抗議し、武力攻撃の即時中止と交渉解決を求めることが必要と考えます。

以上をもって三本の提案理由説明といたします。

○議長（工藤慎康） 次に、発議第五号から発議第七号までについて、提出者の説明を求めます。

六番夏堀嘉一郎議員の登壇を求めます。――夏堀嘉一郎議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 立憲民主・無所属の会の夏堀嘉一郎です。ただいま上程されました発議第五・六・七号の三件の意見書案について、提出者を代表して提案理由を申し述べます。

今回の三件は、いずれも特定の立場や政争を離れ、今、青森県民の命と足、そして子供たちを守るため、国に対応を求めるものです。

まず、発議第五号「災害対策の充実強化についての意見書」です。

本県では、昨年十二月、青森県東方沖を震源とする地震により最大震度六強を観測し、津波警報・注意報も発表されるなど、広域で警戒対応を要する事態となりました。さらに、その直後の今年一月以降は記録的な大雪に見舞われ、鉄道の運休や停電など、県民生活を支えるインフラに深刻な影響が生じました。寒冷地、豪雪地帯である本県では、厳冬期に災害が複合的に発生し得ることを前提に備えなければなりません。

避難所の防寒対策、インフラの強靱化、要配慮者への支援などについて、国が責任を持つて体制を強化する必要があります。よって、本意見書は、災害対応における司令塔機能の強化、国と地方の役割分担の明確化、そして、必要な財政措置の充実を求めるものです。

次に、発議第六号「いじめ対策の強化を求める意見書」です。

令和六年度、本県におけるいじめの認知件数は、小学校四千二百九十

七件、中学校千四百七十二件、高等学校百五十七件、合計五千九百二十六件に上っています。いじめは子供たちの心と尊厳を傷つけ、時に命さえ脅かす重大な問題です。近年はSNS等を介した見えにくいネットいじめも含め、その態様は多様化、複雑化しています。学校現場の努力だけで対応を完結させることにはもはや限界があります。

本意見書は、教職員体制の充実、スクールカウンセラー等の専門人材の確保、重大事態への適正な調査と対応、関係機関との連携強化など、子供たちが安心して学び、育つことのできる環境を整えるため、国による体制整備と予算措置の強化を求めるものです。

最後に、発議第七号「地域公共交通の維持・確保に向けた環境整備を求める意見書」です。

現在、採算の悪化や運転者不足などを背景に、県内各地で路線バスの減便や見直しが進み、移動の選択肢が狭まっています。そこに大雪などが重なれば、鉄道の運休も含め、通院する高齢者、通学する学生をはじめ、移動に制約のある方々の生活は直ちに大きな影響を受けます。

地域公共交通は、単なる民間サービスではありません。県民の暮らしを支え、地域で生きていくために不可欠な社会インフラです。買物、通院、通学、通勤といった日々の営みを支えるこの基盤を事業者や自治体の努力だけに委ねるのではなく、国が制度面、財政面の両面からより一層支えていく必要があります。よって、本意見書は、地域公共交通の維持、確保に向けた環境整備の強化を求めるものです。

以上三件は、いずれも青森県民の切実な願いに根差したものであり、また、同様の課題は全国各地に共通するものです。議員各位の御理解と御賛同を心からお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

◎ 発議案採決

○議長（工藤慎康） お諮りいたします。発議第二号から発議第七号ま

では、委員会付託は省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、発議第二号から発議第七号までに対する質疑及び討論がありますが、通告がありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。

これより発議第二号から発議第七号までを採決いたします。

発議第二号及び発議第三号、以上二件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立少数であります。よって、原案は否決されました。

発議第四号及び発議第六号、以上二件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立少数であります。よって、原案は否決されました。

発議第五号及び発議第七号、以上二件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立少数であります。よって、原案は否決されました。

◎ 発議案上程

○議長（工藤慎康） 発議第一号を議題といたします。

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において
選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例案

青森県議会会議規則第15条第1項の規定により提出する。

令和8年3月12日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

提 出 者 (別 紙)

青森県議会議員

田 中 順 造	清 水 悦 郎	森 内 之保留	工 藤 兼 光
三 橋 一 三	山 田 知 丸	井 裕 山 谷 清 文	
楠 引 ユキ子	夏 堀 浩 一	工 藤 慎 康 高 橋 修 一	
蛇 沢 正 勝	寺 田 達 也	齊 藤 爾 花 田 栄 介	
菊 池 勲	小比類巻 正規	和 田 寛 司 木 明 和 人	
大 崎 光 明	福 士 直 治	成 田 陽 光 大 澤 敏 彦	
工 藤 悠 平	井 本 貴 之	川 村 悟 斉 藤 孝 昭	
大 平 陽 子	北 向 由 樹	大 澤 祥 宏 伊 吹 信 一	
夏 坂 修	後 藤 清 安	鶴賀谷 貴 吉 田 ゆかり	

選挙区	名称	区域					議員数
		青森市	東津軽郡平内町 東津軽郡今別町 東津軽郡蓬田村 東津軽郡外ヶ浜町	弘前市 中津軽郡西目屋村	八戸市 三戸郡階上町	黒石市	
	五所川原市	五所川原市 北津軽郡中泊町					二人
	八戸市						八人
	弘前市						六人
	黒石市						一人
	五所川原市						二人

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例（昭和三十三年十二月青森県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四十八人」を「四十六人」に改める。

第二条中「並びに公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十三号）附則第三条」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

十和田市	三沢市	むつ市	つがる市	平川市	南津軽郡及び北津軽郡	上北郡
上北郡おいらせ町	むつ市 下北郡大間町 下北郡東通村 下北郡風間浦村 下北郡佐井村	つがる市 西津軽郡鰐ヶ沢町 西津軽郡深浦町	平川市 南津軽郡大鰐町	南津軽郡藤崎町 南津軽郡田舎館村 北津軽郡板柳町 北津軽郡鶴田町	上北郡野辺地町 上北郡七戸町 上北郡六戸町 上北郡横浜町 上北郡東北町 上北郡大ヶ所村	二人
二人	三人	二人	二人	二人	三人	

◎ 発議案提案理由説明

○議長（工藤慎康） 発議第一号について、提出者の説明を求めます。

十七番大崎光明議員の登壇を求めます。——大崎議員。

○十七番（大崎光明） 発議第一号「青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例案」について御説明申し上げます。

本条例案は、令和六年三月に設置された議員定数等検討委員会において、全会一致で議長に提出した委員会報告書に沿って作成されたものであります。さらに、同委員会の委員構成等は、各会派の御了解を得て決定したものであるという経緯を踏まえ、全議員の総意に基づくものと考えております。

報告書を取りまとめるに当たって、田中委員長や谷川副委員長の強いリーダーシップの下、約一年九か月にわたり、計十三回に上る委員会の開催を経て、無所属を含む各会派から、選挙区割り等、具体的な見直し案を提出していただき、各会派への意見照会や意見集約、検討、協議、調整を行ってまいりました。さらに、委員会報告書には、検討過程において出された各会派の意見等も余すことなく掲載することとしたもので、最終的に委員会の全会一致により決定されたものと認識しております。

以上のような経緯を経て作成した報告書に沿った本条例案であります。結果として、提案者に名を連ねていただきましたのは、オール青森、公明党、参政党、無所属の鶴賀谷議員、吉田議員、そして、自由民主党の各議員となっております。

以下、本条例案の主なる内容について、検討において柱とした見直しの五つの重点項目に沿って、順次御説明いたします。

まず第一に、飛び地選挙区についてですが、公職選挙法の経過措置が

提案理由
県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数を改めるため提案するものである。

1 この条例は、次の一般選挙の告示の日から施行する。
2 この条例の施行の際現に県議会議員の職にある者には、その任期が終わるまでの間、なお従前の例による。

三戸郡	三戸郡三戸町 三戸郡五戸町 三戸郡田子町 三戸郡南部町 三戸郡新郷村
二人	

適用されている東津軽郡選挙区については、青森市選挙区と合区し、定数を十一人としております。また、三戸郡選挙区のうち、階上町を八戸市選挙区に合区の上、新たな八戸市選挙区とし、飛び地選挙区は全て解消されます。なお、階上町を加えた新たな八戸市選挙区については、人口比例による定数配分では、現行の八から九に増やすことも考えられたところではありますが、近年の人口減少が進む県内各自治体の議会において議員定数の削減が進められていること、さらには、青森市、八戸市、弘前市の各選挙区の定数は、人口比例による定数配分を適用すると、都市部ばかりの議員が増え、郡部の議員が減ることになり、その場合、郡部の民意が反映されにくくなるという観点から、新たな八戸市選挙区の定数は、現状維持の八としたものであります。

第二に、一人区については、できる限り解消することを念頭に検討を重ねてまいりました。この結果、これまで七つの選挙区が一人区となっておりましたが、地域の事情や地域の皆様の考え方を踏まえ、将来も見据え、隣接する市町村との合区の可能性については様々な意見を出し合い、議論と検討を重ね、最善の見直し結果として、六つの一人区が解消されました。

また、黒石市選挙区と平川市選挙区との合区の可能性を検討した際には、市の区域同士の場合は、制度上、原則として認められておらず、さらには、両市選挙区と隣接する南津軽郡選挙区と合区の可能性を検討した際には、北津軽郡選挙区と南津軽郡選挙区について一人区を解消しつつ、両郡部の事情を踏まえた地域の皆様の意見をしっかりと県政に届けていくことを尊重するという観点から、北津軽郡選挙区と南津軽郡選挙区の場合は、一人区を解消しております。

以上の見直しにより、黒石市選挙区は合区可能な市町村がなかったものであります。

第三に、選挙区別定数についてです。人口比例による定数を基本とすることを念頭に検討を重ねてまいりました。そのうち、五所川原市選挙

区は、令和二年国勢調査結果による試算において、人口比例によると二人となりますので、現行定数三人から一削減しております。

第四の全体の定数についてです。青森県の人口が令和二年の国勢調査の確定値で百二十三万七千九百八十四人、五年前の平成二十七年と比較すると約七万人が減少、さらに、その五年前の平成二十二年と比較しますと、十年で約十三万五千人が減少していることを念頭に置く必要があります。その上で、検討の基本とした項目において見直し検討した結果として、現行議員定数四十八から二減の四十六人となったものであります。

第五の一票の格差についてです。できる限り一票の格差を二倍以内にすることを念頭に、これまで説明した見直しの結果、議員一人当たりの最少人口である平川市選挙区と最大人口である黒石市選挙区の差は一・六三倍と、現行の最大格差である二・三九倍から大幅な是正が図られております。

このたびの議員定数等条例の改正案は、前回の議員定数等の見直しから約二十年もの間において、幾度となく議論を重ねながらも見直しを行うには至らなかった選挙区等の見直しを行ったことは大変意義があると思います。議員各位におかれましては、必ずしも百点満点ではないかもしれませんが、それぞれの地域の声を県政に届ける役割に加え、県全体に責任を持つ立場から、改革、挑戦する共通認識で本条例案の提案に賛成してくださいましたオール青森、公明党、参政党、無所属の鶴賀谷議員、吉田議員、そして、自由民主党の各議員の皆様の姿勢に敬意を表します。

最後に、高市総理のお言葉をお借りすれば、挑戦しない青森県議会に未来はない、この思いで提案者に加わっていただいた青森県の議員の皆様、の英断に心から感謝を申し上げます、本条例案の提案理由といたします。何とぞ原案のとおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎ 発議第一号に対する質疑

○議長（工藤慎康） 発議第一号に対する質疑を行います。

質疑は議題外にわたらないように願います。

四十八番鹿内博議員の発言を許可いたします。——鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 鹿内ですが、質疑を行います。

今、提案理由説明で、条例案は全議員の総意とありましたが、検討委員会報告書には私の意見は反映されておりませんということをまず申し上げておきます。

質問いたします。

このたびの条例改正案で議員定数及び一票の格差が見直しされ、飛び地選挙区が解消されました。一人区として、黒石市選挙区以外は解消されたにもかかわらず、黒石市選挙区だけを一人区とした理由について伺います。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） 今回の議員定数等の見直しに当たりましては、飛び地選挙区、一人区、選挙区別定数、定数の合計、そして、一票の格差の見直しの五項目に沿って検討を進めてまいりました。

人口減少が進む中で、相対的に都市部に比べて郡部の民意が反映されなくならないように配慮するため、北津軽郡選挙区と南津軽郡選挙区については、一人区を解消しつつ、両郡部の事情を踏まえた地域の皆様の意見をしっかりと県政に届けていくという観点から合区することといたしました。

また、市の区域同士の合区はできないという制度上の決まりもあることから、黒石市選挙区については、合区が可能な市町村がなく、結果として一人区となったものでございます。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 次に伺いますが、昨年十二月八日に議員定数

等検討委員会から議長に提出された報告書に、先ほどの提案理由にもありましたが、一部会派の意見として、人口減少が進む流れの中で相対的に、都市部ばかりの議員が増えて郡部の議員が減ることにより、郡部の民意が反映されなくなる事態を避けることを最大限配慮しなければならぬと考えているとありますが、黒石市選挙区をこの観点で一人区としたのであれば、青森市選挙区と東津軽郡選挙区を合区とし、一人区と飛び地を解消した選挙区とは矛盾し、整合性に欠けると考えますが、見解を伺います。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） 黒石市選挙区が一人区として残った経緯について、先ほどの答弁と一部重複いたしますが、北津軽郡選挙区と南津軽郡選挙区について、一人区を解消しつつ、両郡部の事情を踏まえた地域の皆様の意見をしっかりと県政に届けていくという観点から合区することといたしました。

また、市の区域同士の合区は原則としてできないという制度上の決まりにより、合区が可能な市町村がなかったことから、黒石市選挙区については、結果として一人区となったものでございます。

一方、東津軽郡選挙区につきましては、地域の事情にも最大限配慮して青森市選挙区と合区することにより、飛び地選挙区及び一人区という二つの重点項目の解消を図ったものでございます。

これらの見直し結果は、各地域の様々な地域事情も考慮し、検討、協議、調整を行った結果であり、一定の合理性があるものと考えております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 昨年七月に、当時の新政未来、オール青森、公明党の三会派と無所属の吉田議員と私から検討委員会に対して、黒石市と藤崎町の選挙区で定数を二人とする、平川市、大鰐町と田舎館村の選挙区で定数を二人とする、五所川原市、中泊町と板柳町、鶴田町の選

挙区で定数を三人とするとの見直し案が提出されておりますが、先ほど来からの答弁を踏まえたと、この提案内容を条例案として提出すべきであると考えますが、そうしなかった理由について伺います。

○議長（工藤慎康） 大崎議員。

○十七番（大崎光明） 鹿内議員御指摘のとおり、委員会では、新政未来、オール青森、公明党の三会派と、無所属の鹿内議員及び吉田議員から、そのような見直し案が提出されました。

委員会での見直しの検討に当たりましては、藤崎町、田舎館村から成る南津軽郡選挙区と、板柳町、鶴田町から成る北津軽郡選挙区の扱いが議論となったところでございます。

北津軽郡選挙区と南津軽郡選挙区につきましては、一人区を解消しつつ、郡としての事情を踏まえた地域の皆様の意見をしっかりと県政に届けていくという観点から、合区することとする見直し案を委員会で決定したものでございます。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 御答弁いただきましたが、答弁では全く納得、理解もできませんので、本条例案には反対です。

質疑を終わります。

○議長（工藤慎康） これをもって質疑を終わります。

◎ 発議案委員会付託省略

○議長（工藤慎康） お諮りいたします。発議第一号は、委員会付託は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎ 発議案に対する討論

○議長（工藤慎康） 次に、発議第一号に対する討論を行います。

討論は議題外にわたらないよう簡明に願います。

反対討論、三十四番今博議員の登壇を許可いたします。——今議員。

○三十四番（今 博） 立憲民主・無所属の会の今博です。「青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例案」に対し、反対の立場から討論いたします。

本案については、会派として賛否を一つにまとめたのではなく、議員個人としての判断に基づき討論を行うものです。

当初、新政未来として議員定数等検討委員会で見直し案を共同で示してきた立場は、現在の立憲民主・無所属の会に引き継がれておりますが、本案への賛否については会派内でも意見が分かれました。そのため、最終的には、会派拘束を設けず、それぞれの議員の判断を尊重することといたしました。

初めに申し上げます。現行の公職選挙法の下で、人口、地域のまとまり、生活圈など、複数の要件を全て満たすベストな見直しを実現することとは容易ではありません。だからこそ求められるのは、現行よりもベターな制度を比較できる理由とともに選び取ることです。

一方で、議会の過半数を占める会派が見直し案を示した時点で議論の収束点がおおむね見えやすくなるのも議会政治の現実です。実際、議員定数等検討委員会の報告書は、骨格において最大党派の自由民主党が示した案と同じ内容に至りました。

私は、ただ反対のために反対しているではありません。新政未来、オール青森、公明党の三会派及び二名の無所属議員は、当初、定数四十八を維持しつつ、一人区と飛び地選挙区の解消を図る十一選挙区を共同提案しました。その後、全会一致の可能性を探り、十二選挙区、定数四

十六へと修正しました。これは、一人区と飛び地選挙区の解消を図りながら、定数を自由民主党会派案の四十六に歩み寄ったものであり、最大格差も一・三九まで縮小しました。

その上でなお、本案に賛成できない理由は明確です。最大の問題は、黒石市選挙区を唯一の一人区として残したこと、それに伴って選挙区数を十三とする点にあります。言い換えれば、十三選挙区が問題なのではなく、黒石市一人区を残すために十三選挙区構成にしたことが問題なのであります。

まず、制度上の観点から申し上げます。議員定数等検討委員会では、できる限り一人区を解消するという方向性が共有されてきました。これは見た目の区割りの問題ではありません。選挙という仕組みが県民に選ぶ機会を保障できているかどうかの問題です。実際、現行の選挙区別の定数で行われた平成十九年以降、過去五回の県議会議員選挙で無投票が合計二十六件発生し、その約八割が一人区で起きています。中でも、黒石市選挙区は、平成十九年から四回連続で無投票でした。ここまで続けば個々の候補者事情だけで説明し切れません。選挙区の形そのものが結果として選挙が起きにくい状態を繰り返し生み出していると受け止めるを得ません。

もちろん、定数が複数の選挙区でも無投票が起ることはあります。しかし、一人区では、立候補者が一人しか出なかった時点で投票そのものがなくなり、住民は選ぶ以前に選べない状態になります。一人区を可能な限り減らす意義はそこにあります。にもかかわらず、本案は黒石市選挙区を唯一の一人区として残しました。原則を掲げながら唯一の例外を置くのであれば、なぜそれが必要なのか、なぜほかの選択肢ではないのか、具体的に比較可能な説明が必要です。しかし、本案ではその説明が十分ではありません。

むしろ問われるべきは、なぜ黒石市選挙区を一人区として残したまま、南津軽郡選挙区の合区先を黒石市ではなくて、北津軽郡としたのか

という点です。県の知事部局や教育委員会の出先機関は、東青、西北、中南、上北、下北、三八の六地区で整理されており、黒石市と南津軽郡は中南、北津軽郡は西北です。もちろん、選挙区がこれと完全に一致しなければならぬわけではありません。しかし、一致しない線引きを取るのであれば、その合理性は説明されなければなりません。本案では、その比較検討の過程や判断基準が県民に分かる形で十分に示されておられません。ここに制度設計上の大きな疑問があります。

次に、説明責任の観点から申し上げます。定数四十六を前提に、令和二年国勢調査人口に基づいて人口比例で定数を配分すれば、八戸市と階上町の合区による新たな選挙区は九、平川市選挙区は一とするのが自然であります。しかし、本案は、八戸市と階上町の合区選挙区を八、平川市選挙区を二としています。つまり、人口比例で出る結論をそのまま取らず、政治判断で八戸市選挙区から一減らし、平川市選挙区に一を足す設計にしているのです。

私は、人口比例から外れること自体を直ちに否定するものではありません。郡部の民意の確保や一人区を増やさないという考え方は政治判断としてあり得ます。第一に、一人区を増やさないという理由で平川市選挙区を二に据え置くのであれば、同じ理屈は黒石市選挙区の一人区を解消する方向にも向けられるべきではないでしょうか。ところが、本案は、黒石市選挙区を唯一の一人区として残しています。掲げる原則がどの基準で適用されているのかが明確ではありません。

第二に、都市部ばかり議員が増えると郡部の民意が反映されなくなるという考え方は理解できます。しかし、それを制度として取るのであれば、人口比例からの逸脱をどこまで許容するのか、郡部配慮をどの程度まで優先するのか、その基準を示さなければなりません。基準が示されないままでは、八戸市は九ではなくて八、平川市は一ではなくて二という割当てが県民にとって分かりにくいままです。しかも、決定的なのは、こうした人口比例からの修正や、原則と例外の整理について、

本案そのものには説明が書き込まれていないことです。提案理由は、「改めるため」という一文にとどまり、県民に示すべき根拠は記されておりません。この説明の空白こそ本案の重大な欠陥であります。

以上、申し上げたとおり、そもそも議会は言論の府です。多数で決めることは制度上可能です。しかし、可能であることと、妥当であることは同じではありません。県議会議員の使命は、それぞれの選挙区の利益だけを代表することではなく、全県民の代表として県政の根幹に責任を負うことにあります。議員定数、選挙区及び選挙区別定数の見直しは、市部への人口集中と町村部の過疎化によって生じた一票の格差を是正し、投票価値の平等を確保するために行うものです。だからこそ必要なのは、全ての選挙区に同じ原則を適用する姿勢です。

黒石市議会は合区による一人区解消を求め、鶴田町議会は生活圏に沿った合区を要請する一方、田舎館村議会は現行選挙区の維持を決議しております。意見が割れている今こそ政治がやるべきことは、場当たりのな調整ではなく、県民に説明できる一貫した基準であります。

今回の見直しは、有権者など第三者の意見を聞く機会は設けられませんでした。だからこそ、議員一人一人の知識、経験、洞察力、そして独自の判断基準にはより重い責任を伴います。また、賛否の分かれる課題についても、会派として一つの態度を強制せず、最終的な判断を各議員の良識に委ねることも議会制民主主義の大切な一面であると私は考えます。その意味で、立憲民主・無所属の会が賛否に関する行動の自由を尊重したことに對し敬意を表するとともに、田名部定男会長に感謝を申し上げますと思います。

自らの制度改革についてさえ、その基準と理由を十分に示し切れない県議会が県政改革を語ることができるのか、県民から厳しい目で見られるのは当然であります。本案は、この水準に達していないと考えます。

以上の理由により、私は本案に反対いたします。

議員各位におかれましては、県民の代表として、そして言論の府の一

員として、どうかこの改正条例案が県民に對して胸を張って説明できるものか、いま一度熟慮の上、御判断くださいますよう、心からお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（工藤慎康） 賛成討論、十番齊藤孝昭議員の登壇を許可いたします。——齊藤議員。

○十番（齊藤孝昭） 齊藤孝昭です。発議第一号「青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例案」について、賛成の立場で討論を行います。

本県の人口減少が急激に進むことにより、何もしなければ各選挙区の一票の格差は広がり続けます。その上で、現状の維持では課題を先延ばしするだけで解決に至らないことを全議員が認識の下、検討委員会ではかつてないほどの活発な議論が交わされ、論点整理や各会派から委員会に提出された区割りの見直し案の修正等を繰り返し、最終的に改正案をまとめ上げたことは評価すべきです。

また、平成十八年に本条例を改正して以来、二十年ぶりの大変意義深い見直しを伴う大改革となることから、これからの青森県議会の在り方や県政運営にも少なからずよい影響を与えるものと考えています。あわせて、黒石市議会や鶴田町議会から区割りの再考を求める決議や、田舎館村議会から現状維持の意見をいただいたことの重要性は誰もが理解しており、さらなる改革に引き続き取り組むことが必要であると考えています。

新しい時代へ挑戦する勇氣と議員各位の身を切る思いでの改革に取り組む姿勢に敬意を表し、よって、本案に賛成いたします。議員皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます、討論といたします。

○議長（工藤慎康） 反対討論、三十六番安藤晴美議員の登壇を許可いたします。——安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 日本共産党の安藤晴美です。発議第一号「青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議

員数に関する条例の一部を改正する条例案」についての反対討論を行います。

この間、議員定数等検討委員会、議会改革の一環として、選挙区の飛び地と一人区解消、議員定数見直しについての議論が重ねられてきました。私も日本共産党を代表して、この議員定数等検討委員会に参加し、その都度、賛成の部分、反対の部分についての意見を申し上げてきました。委員会総括案をまとめることにつきましては、反対意見を付記することをもって了承しました。

その委員会でもとめた委員会総括案が、このたび提出された「青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例案」ですが、この条例案に対する反対の理由を述べさせていただきます。

一点目の反対理由は、一人区解消を共通課題としていたにもかかわらず、黒石市選挙区だけを一人区として残したことです。一人区は、中小政党や無所属の当選が困難になる傾向があり、一人しか当選できないため、候補者が一人しか立候補しない無投票当選が発生しやすくなるなどの問題があります。

二点目は、定数を四十八から四十六に見直すとし、見直す理由に人口減少を挙げ、八戸市と合区する階上町を除いた三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村、四町一村の三戸郡選挙区と、五所川原市、北津軽郡中泊町の五所川原市選挙区を定数一ずつ減らすとしています。定数が減ることとは、地域の声が県議会に届きにくくなり、人口減少に拍車をかけるのではないかと考えます。

県財政を考慮して定数削減を言うのであれば、海外視察廃止や政務活動費の見直しなど、議員活動の費用を圧縮し、人口減少地域における民意の反映を守ることが必要と考えます。今回の総括案をまとめるに際し、複数の地元の議会から意見、要望が委員長宛てに提出されたにもかかわらず、それらの声が反映されない結果になったことは甚だ遺憾であ

ることも申し添えたいと思います。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（工藤慎康） これをもって討論を終わります。

◎ 発 議 案 採 決

○議長（工藤慎康） これより発議第一号を採決いたします。

今博議員外六名から本発議案の採決は記名投票によらねたいとの要求がありましたので、会議規則第八十二条第一項の規定により、記名投票により採決いたします。

議場の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（工藤慎康） ただいまの出席人数は、本職を除いて四十人であります。

会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に二十番小比類巻正規議員、三十四番今博議員、三十五番川村悟議員を指名いたします。

記名票を配付いたします。

〔記名票配付〕

○議長（工藤慎康） 念のため申し上げます。本発議案を可とする方は白票を、否とする方は青票を御投票願います。

記名票の配付漏れはありませんか。

〔「配付漏れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（工藤慎康） 異常なしと認めます。

それでは、議席順に順次投票願います。

〔投票〕

○議長（工藤慎康） 投票漏れはありませんか。

「「投票漏れなし」と呼ぶ者あり」

○議長（工藤慎康） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

先ほど指名いたしました方々の立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（工藤慎康） 投票の結果を御報告いたします。投票総数四十票。

白票三十三票、青票七票、以上のとおりであります。よって、原案は可決されました。

記 名 投 票 結 果

白票（三十三票）

井本 貴之	工藤 悠平	大澤 祥宏
北向 由樹	斉藤 孝昭	夏坂 修
後藤 清安	吉田ゆかり	成田 陽光
福士 直治	大崎 光明	木明 和人
和田 寛司	小比類巻正規	菊池 勲
鶴賀谷 貴	花田 栄介	齊藤 爾
寺田 達也	蛭沢 正勝	高橋 修一
夏堀 浩一	櫛引ユキ子	川村 悟
山谷 清文	丸井 裕	山田 知
三橋 一三	工藤 兼光	森内之保留
清水 悦郎	田中 順造	伊吹 信一
小笠原大佑	夏堀嘉一郎	田端 深雪
吉俣 洋	今 博	安藤 晴美
鹿内 博		

青票（七票）

○議長（工藤慎康）

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

◎ 議 長 休 会 提 議

○議長（工藤慎康） 本職から提議があります。

お諮りいたします。明十三日及び十六日から十八日まででは予算特別委員会開催のため、また、十九日及び二十三日は各常任委員会開催のため、休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、十四日、十五日及び二十日から二十二日までは県の休日ですから休会であります。

以上をもって本日の議事は終了いたしました。

三月二十四日は午後一時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時二十三分散会